

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【事業年度】	第46期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	122,186	98,124	101,736	81,691	51,654
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	5,637	1,756	4,329	3,897	4,159
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	15,415	9,829	5,004	805	8,531
包括利益 (百万円)	-	11,713	6,093	5,240	10,631
純資産額 (百万円)	8,472	3,131	20,144	23,388	32,107
総資産額 (百万円)	116,613	101,168	94,440	63,569	45,729
1株当たり純資産額 (円)	58.18	103.00	205.72	125.40	33.27
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 () (円)	226.45	144.38	76.72	12.72	77.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	10.60
自己資本比率 (%)	3.4	6.9	17.5	34.0	69.2
自己資本利益率 (%)	147.9	-	105.4	4.2	32.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	3.72
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,398	4,050	4,916	7,134	3,954
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,553	2,268	494	3,662	10,266
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	22,091	1,859	2,321	12,166	20,654
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	16,629	15,697	22,856	22,509	15,864
従業員数 (人)	8,576	8,733	7,694	4,931	3,334
[外、平均臨時雇用者数]	[1,809]	[1,323]	[1,298]	[1,171]	[1,042]

(注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第42期及び第43期は1株当たり当期純損失金額であり希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、第44期及び第45期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第43期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	8,511	9,399	10,326	9,323	9,426
経常利益又は 経常損失() (百万円)	297	92	626	252	2,446
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	13,123	13,820	8,050	6,022	10,901
資本金 (百万円)	30,755	30,755	12,171	12,171	2,000
発行済株式総数 (千株)	68,101	68,101	265,324	265,324	265,324
純資産額 (百万円)	12,255	1,532	19,928	13,911	24,864
総資産額 (百万円)	61,757	48,113	57,648	38,141	27,446
1株当たり純資産額 (円)	179.98	22.51	151.73	246.70	73.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)				
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	192.73	202.96	123.38	95.05	98.58
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	13.54
自己資本比率 (%)	19.8	3.2	34.6	36.5	90.6
自己資本利益率 (%)	69.7	-	87.5	35.6	56.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	2.91
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、社内独立者数) (人)	522 (206)	512 (168)	487 (160)	477 (153)	605 (-)
[外、平均臨時雇用者数]	[88]	[76]	[73]	[89]	[80]

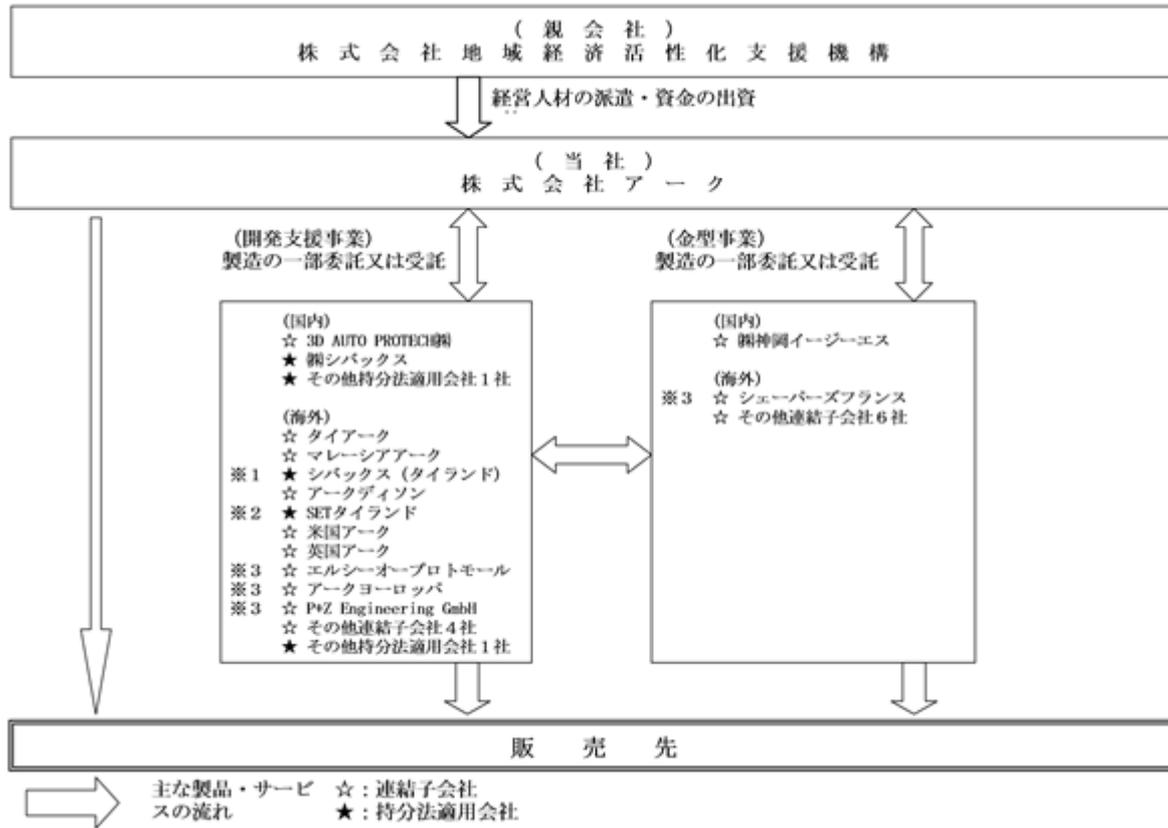
- (注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第42期及び第43期は1株当たり当期純損失金額であり希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、第44期及び第45期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
3. 第43期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
4. 社内独立者については「5. 従業員の状況」に記載しております。

2【沿革】

昭和23年 8月	大阪市阿倍野区において、木製品の製造を主とする荒木製作所を創業。
43年12月	工業用デザインモデルの製造及び販売を目的として大阪市東住吉区に(株)大阪デザインモデルセンターを設立。
59年10月	米国ニューヨークにモデルメーカーアソシエイツを設立。
63年10月	英国イングランド及びウェールズにヨーロッパモデルメーカーアソシエイツ(アークヨーロッパ)を設立。
63年12月	タイ国バンコクにタイデザインモデルマニュファクチャリング(現:アークコーポレーション(タイランド))(以下「タイアーク」と称す)を設立。
平成元年 9月	7社を吸収合併し、(株)アークに商号変更。 それに伴い、海外子会社も合併・商号変更。 アーククリエイティブネットワーク(現:アークプロダクトディベロップメントグループユーエスエー(以下「米国アーク」と称す)) アークヨーロッパ(現:アークプロダクトディベロップメントグループプリミテッド(以下「英国アーク」と称す))
8年 9月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録。
8年11月	タイアークがアークコーポレーション(マレーシア)(以下「マレーシアアーク」と称す)を設立。
10年10月	(株)安田製作所と業務・資本提携。
11年10月	(株)シボックスと業務・資本提携。
12年 4月	(株)平井精密(同年 8月(株)ソルプラスに商号変更)と業務・資本提携。 サンジェント(台湾)と合併会社アークサンジェント(台湾)を設立。
13年 7月	ディソン(台湾)と合併会社アークディソン(台湾)を設立。
13年 9月	岐阜精機工業(株)と業務・資本提携。
13年12月	英国アークがエルシーオー(フランス)、プロトモール(フランス)(両社は17年 1月エルシーオープロトモール(フランス)として合併)と業務・資本提携。
14年 5月	タイアークが、(株)サンケイケムテック(現:(株)モールドテックジャパン)と合併会社サンケイタイランド(現:SETタイランド)を設立。
16年 1月	英国アークがNPLテクノロジーズ(英国)(現:アークヨーロッパ)と業務・資本提携。
17年 2月	英国アークがPCLグループ(ドイツ)(現:P+Z Engineering GmbH)と業務・資本提携。
17年 4月	英国アークがフランス モンターギュ市にサーモ(フランス)(現:シェーパーズフランス)を設立。
17年10月	東京証券取引所市場第一部に上場。
18年 6月	(株)グラフィックプロダクツ(現:(株)C&Gシステムズ)(現:東京証券取引所上場)の株式を公開買付けにより取得。
18年11月	英国アークがSPGプレシリーズツーリング&プロトタイプングと業務・資本提携。
19年11月	3D AUTO PROTECH(株)と業務・資本提携。
22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現:東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場。
23年 8月	(株)企業再生支援機構(現:(株)地域経済活性化支援機構)並びに主要取引先金融機関である(株)みずほ銀行及び(株)三菱東京UFJ銀行に対して、第三者割当により優先株式を発行。これにより、(株)地域経済活性化支援機構が当社の親会社となる。
24年 4月	新経営体制として、開発支援、量産、金型に区分された各事業の戦略と責任を明確にし、グループのバリューチェーンの総力を挙げた事業展開を図るため、「事業本部制」をスタート。
24年 7月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)の上場を廃止し、東京証券取引所市場第一部での単独上場となる。
25年 4月	従来の世界4極(日本・北米・ASEAN・欧州)に中国を加えた、世界5極でのグローバルな事業展開を推進。
25年 8月	株式会社C&Gシステムズを持分法適用関連会社に移行。
25年 9月	岐阜精機工業(株)の株式の90%を豊田通商(株)、10%をトヨタ自動車(株)へ譲渡。
25年11月	株式会社C&Gシステムズを外部会社に移行。
26年 1月	アークサンジェント(台湾)の全株式を譲渡。 (株)安田製作所、(株)ソルプラスの全株式を(株)SYホールディングスへ譲渡。

3【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社（以下、「当社」といいます。）、連結子会社21社（うち海外連結子会社19社）及び持分法適用会社5社（うち海外持分法適用会社3社）により構成される新製品開発支援企業グループであり、開発支援事業（企画、デザイン、設計、モデル及びその他）及び金型事業（金型及びその他）を営んでおります。



- シバックス(タイランド)は㈱シバックスの80%子会社（タイアーク出資比率20%）であり、持分法適用会社であります。
- SETタイランドはタイアークの関連会社であり、持分法適用会社であります。
- エルシーオープロトモール、アークヨーロッパ、P+Z Engineering GmbH、及びシェーパーズフランスは英国アークの100%子会社であります。

なお、これまでの金型事業及び量産事業の子会社売却により、コア事業である開発支援事業に経営支援を集中できる事業構造に再構築いたしました。平成26年4月1日付けで、従来の企業集団のあり方を見直し、開発支援事業を事業領域別に、オートモーティブ事業、コンシューマー事業及びエンジニアリング事業に再編しており、各事業の成長戦略を推進してまいります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) (株)地域経済活性化支援機構 (注)1	東京都 千代田区	百万円 23,084	事業再生の支援	被所有 70	当社への出資 経営人材の派遣 役員の兼任あり
(連結子会社) 米国アーク (注)2	米国 (カリフォルニア)	千米ドル 4,000	開発支援事業	100	当社が工業デザインモデルを販売 役員の兼任あり
英国アーク (注)2	英国 (ロンドン)	千ポンド 20,420	開発支援事業	100	役員の兼任あり
タイアーク (注)2	タイ (パトタニ)	千バーツ 1,180,000	開発支援事業	100	当社が工業デザインモデルを販売・購入 役員の兼任あり
マレーシアアーク	マレーシア (セランゴール)	千リンギット 6,700	開発支援事業	100	
アークディソン (注)2	台湾 (台北)	千台湾ドル 101,352	開発支援事業	70	当社が工業デザインモデルを購入
エルシーオープロトモール	フランス (オートサヴォワ)	千ユーロ 511	開発支援事業	100 (100)	
アークヨーロッパ (注)2(注)6	英国 (ナニートン)	千ポンド 3,672	開発支援事業	100 (100)	役員の兼任あり
P+Z Engineering GmbH (注)6	ドイツ (ミュンヘン)	千ユーロ 96	開発支援事業	100 (100)	役員の兼任あり
シェーパーズフランス (注)2	フランス (メヌエロワール)	千ユーロ 26,372	金型事業	100 (100)	役員の兼任あり
(株)神岡イージーエス (注)3	岐阜県 飛騨市	百万円 80	金型事業	100	役員の兼任あり
3D AUTO PROTECH(株)	埼玉県 日高市	百万円 50	開発支援事業	100	役員の兼任あり
その他10社					

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容
(持分法適用会社) ㈱シボックス	横浜市 都筑区	百万円 494	開発支援事業	26	当社が工業デザインモデルを販売
シボックス(タイランド) (注)4	タイ (パトタニ)	千バーツ 20,000	開発支援事業	-	
SETタイランド	タイ (パトタニ)	千バーツ 6,000	開発支援事業	49 (49)	
その他2社					

- (注) 1. 株式会社地域経済活性化支援機構については、第三者割当による増資等によって親会社となりました。同社は、株式会社企業再生支援機構法に基づき設立された預金保険機構の関係会社(平成26年3月末現在、持株比97.8%)であります。
2. 米国アーク、英国アーク、タイアーク、アークディソン、アークヨーロッパ、シェーパーズフランスは、特定子会社に該当しております。なお、英国アークは持株会社であります。
3. ㈱神岡イージーエスは債務超過会社であり、債務超過額は平成26年3月末時点で2,035百万円であります。
4. シボックス(タイランド)は㈱シボックスの80%子会社(タイアーク出資比率20%)であります。
5. 議決権の所有又は被所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。
6. アークヨーロッパ及びP+Z Engineering GmbHについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
7. 連結子会社及び持分法適用会社の「主要な事業の内容」欄にはセグメントの名称を記載しております。

主要な損益情報等	<アークヨーロッパ>	<P+Z Engineering GmbH>
(1) 売上高	7,672百万円	10,442百万円
(2) 経常利益	70百万円	802百万円
(3) 当期純利益	43百万円	543百万円
(4) 純資産額	1,041百万円	1,986百万円
(5) 総資産額	3,264百万円	4,602百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
開発支援事業	2,720 [609]
量産事業	0 [346]
金型事業	554 [87]
報告セグメント計	3,274 [1,042]
全社(共通)	60 [-]
合計	3,334 [1,042]

1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員が前連結会計年度末に比べ、1,597名減少しておりますが、その理由は、連結子会社が17社減少したこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

従業員について

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
605 [80]	41.92	8.75	5,602,601

セグメントの名称	従業員数(人)
開発支援事業	545 [80]
量産事業	0 [-]
金型事業	0 [-]
報告セグメント計	545 [80]
全社(共通)	60 [-]
合計	605 [80]

1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

社内独立者について

当社は社内独立制度を採用し、平成5年1月から生産部門に、平成10年12月より営業部門に、平成11年1月より管理部門に導入しておりましたが、平成18年4月1日付で生産部門を除く、営業及び管理部門の社内独立者との委託契約を解約し、雇用契約に変更しました。さらに平成25年10月1日付で生産部門の社内独立者とも委託契約を解約し、雇用契約に変更することにより本制度を廃止しました。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済は、米国経済においては緩やかに回復し、欧州の景気においては回復傾向が持続しているものの、内需の伸び悩み等により低成長が長期化しました。また中国を含む新興国においては景気成長の鈍化等、総じて弱い動きとなりました。国内経済においては円安・株高やアベノミクス効果により緩やかな回復基調を見せたものの、海外経済の下振れ等により先行き不透明な状況で推移しました。その中で、規模の適正化、事業再構築の推進、並びにグローバル事業の拡大に向けた諸施策を講じてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高51,654百万円（前年同期比36.8%減）、営業利益3,124百万円（前年同期比23.7%減）、経常利益4,159百万円（前年同期比6.7%増）となりました。また、事業構造改善費用として1,711百万円の特別損失を計上した一方で、関係会社株式売却益として4,300百万円の特別利益を計上したこと等により、当期純利益8,531百万円（前年同期は当期純損失805百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

開発支援事業

開発支援事業におきましては、国内では、自動車をはじめとする輸送機器分野におきまして、引き続き円安効果に支えられた輸出企業の好調及び個人消費の拡大に伴い、業績は緩やかに回復しましたが、民生機器分野では需要の落ち込みが見られました。海外では、欧州とアジアにおいては、自動車をはじめとする輸送機器分野における需要が堅調に推移しました。その結果、売上高37,249百万円（前年同期比21.1%増）、営業利益3,363百万円（前年同期比3.7%減）となりました。なお、当連結会計年度末までに連結除外した子会社の影響はありません。

量産事業

量産事業におきましては、ソルプラスグループ及びサンジェントグループの売却に伴い、当社（日本）の量産事業のみの事業活動となり、事業領域が大幅に狭小となりました。その結果、売上高7,319百万円（前年同期比78.5%減）、営業利益667百万円（前年同期比66.5%減）となりました。なお、当連結会計年度末までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同期比45.6%減、営業損失は20百万円（前年同期は営業利益33百万円）となりました。

金型事業

金型事業におきましては、海外においては、事業再生計画に基づき利益率の良い改造・メンテナンス事業に注力したことにより、収益性が回復しました。海外の内、フランス自動車業界における景気減退により同国の販売が減少しましたが、メンテナンスや一括受注への事業改善が進み収益性の改善を達成いたしました。一方、国内においては、量産金型事業を営む岐阜精機グループの売却に伴い、当社グループの国内における金型事業専門の企業集団はなくなりました。その結果、売上高9,166百万円（前年同期比52.5%減）、営業利益357百万円（前年同期は営業損失67百万円）となりました。なお、当連結会計年度末までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同期比10.3%増、営業利益は267百万円（前年同期は営業損失408百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度の末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して6,644百万円減少し、15,864百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、3,954百万円（前連結会計年度比44.6%減）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益7,691百万円（前連結会計年度3,155百万円の損失）、減価償却費1,507百万円（前連結会計年度比39.7%減）、事業構造改善費用1,711百万円（前連結会計年度比80.4%減）、投資有価証券売却損益 1,046百万円（前連結会計年度77百万円の売却損益）、関係会社株式売却損益 4,300百万円（前連結会計年度 68百万円の売却損益）、及び法人税等の支払額984百万円（前連結会計年度比22.3%増）があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は10,266百万円（前連結会計年度比180.3%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,182百万円（前連結会計年度比58.1%減）があったものの、投資有価証券の売却による収入1,972百万円（前連結会計年度比124.4%増）、関係会社株式の売却による収入3,226百万円（前連結会計年度比18.8%減）、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入5,906百万円（前連結会計年度比5.4%増）、長期貸付金の回収による収入1,342百万円（前連結会計年度13百万円の収入）があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、20,654百万円（前連結会計年度比69.8%増）となりました。これは主に、長期借入金の純減による支出20,330百万円（前連結会計年度比96.0%増）があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比(%)
開発支援事業(百万円)	29,089	128.0
量産事業(百万円)	5,667	21.9
金型事業(百万円)	7,365	45.0
合計(百万円)	42,121	64.8

- (注) 1. 金額は製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高	前年同期比(%)	受注残高	前年同期比(%)
開発支援事業(百万円)	38,873	123.4	14,213	116.7
量産事業(百万円)	5,652	18.2	-	-
金型事業(百万円)	9,709	50.2	3,153	62.9
合計(百万円)	54,235	66.2	17,367	97.3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比(%)
開発支援事業(百万円)	36,941	121.5
量産事業(百万円)	5,680	17.6
金型事業(百万円)	9,032	47.4
合計(百万円)	51,654	63.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、平成23年3月31日付で株式会社企業再生支援機構（現 株式会社地域経済活性化支援機構）による支援決定を受けた後、経営陣を刷新し、新経営体制のもとに、持続的成長を可能とする事業モデルを再構築し開発支援事業に経営資源を集中できる事業構造になりました。その結果、事業再生は順調に推移しており、事業再生ステージを脱却し今後の事業方針としてグローバルに事業を拡大し、成長することを目指すために次の課題への取り組みを最優先で行っております。

(1) 事業戦略推進の迅速化

開発支援事業に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、開発支援事業に経営資源を集中できる事業構造とするために事業領域別に事業再編を行いました。これにより連結経営管理体制を強化するとともに事業別の採算管理及びコスト管理を徹底し、事業戦略推進を迅速化することで、一層の収益体質の強化を目指してまいります。

(2) グローバル戦略の推進

当社グループは開発支援事業をグローバル展開できる競争優位性を有しているものの、その潜在的能力を十分発揮できない状況にあります。そこで、従来企業のあり方を見直し、開発支援事業を事業領域別にオートモーティブ事業、コンシューマー事業及びエンジニアリング事業に再編し、各事業の成長戦略を図ります。オートモーティブ事業本部においては日本メーカーの開発業務の海外シフトに積極的に対応することにより各々の顧客へのサービス提供を検討・実施いたします。また、コンシューマー事業本部においてはグローバルレベルでの成長領域への注力を行う体制を構築するとともに、低コストの海外生産拠点を最大限に活かし収益力の増強を図ります。さらにエンジニアリング事業においては、特に欧州子会社がその技術力とブランド力を持ち、開発初期段階においてシミュレーションによる迅速な評価が可能なCAE解析サービスを、これまでの欧州地域だけでなく日本地域をはじめとする顧客先に対して展開してまいります。

また、欧州地域においてはグループ子会社と緊密に連携できる体制を構築するとともに意思決定及び経営監督機能と業務執行機能を分離する観点から欧州地域マネージャーを選任し、欧州・北米間のみならずアジア地域との連携が円滑かつ迅速に行える施策を検討・実施いたします。

(3) 経営管理体制の強化

当社グループは、事業領域別に事業再編を行うことに加え、横軸機能を強化するために生産本部を新設し、さらに管理本部と経営企画室を統合し経営企画本部を設置しました。

これによりグループ管理の効率化、最適化を図り、事業環境の変化に迅速に対応するためのモニタリング体制をさらに強化するとともに、グループ連携を推進いたします。また、原価管理強化などの諸施策を通して収益管理を徹底し、受注価格のコントロールの精緻化、海外生産拠点の活用を含めた低コスト化を検討・実施いたします。

(4) 人事教育制度の充実

事業の持続的な成長にあたってはグループ内の個々の企業のみならず、それを構成する個々人も全体最適が必要と認識しております。そこで、管理職・職能教育を充実させるのみならず、人材育成を前提とした人事ローテーションや評価制度の構築を検討・実施いたします。

(5) C S R活動の推進

当社グループは、お客様や投資家の方々のみならず、社会一般に対して、企業としての責任を負っているものと考えております。そのため、当社グループは、その社会的責任（CSR）を全うするべく、品質、環境及びコンプライアンスに関して以下の施策を行っております。

品質保証・環境保全への取り組み

当社では、より確かな品質及び工程管理を通じ、お客様に質の高い開発支援サービスを提供するため、国際規格である品質マネジメントシステム「ISO9001」の認証取得を推進しており、当社の全ての製造・販売拠点が認証を取得しております。

また、環境保全活動を積極的に推進し社会に貢献するため、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得にも注力しており、当社の全ての事業所が認証登録を完了しておりますが、こちらにつきましても、組織再編に伴う拡大審査を計画しており、これにより当社の全ての製造・販売拠点が認証を取得する予定であります。

なお、CO2削減活動も本格的に展開しており、平成22年4月に施行された「省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）」及び「温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」については、各事業所に活動責任者を設置し、対策を推進しております。

加えて、当社では、環境保全における国内の各種法規制や、欧州環境規制である「WEEE指令（廃電気電子機器指令）」、「RoHS指令（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令）」及び「REACH指令（化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度）」、さらにお客様が独自に規定される「品質・環境基準」に関する調査及び不使用証明等の要請を受けて、今後ますます高まることが予測されるこれら各種法規制・海外環境規制について、情報収集及び研究を行い、その対策を推進しております。

コンプライアンス体制強化への取り組み

当社グループは、引き続き「コンプライアンス重視の経営」による健全な企業活動を推進することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンス委員会を設置し（毎月開催）、当社グループのコンプライアンスに関する基本的意思決定、発生した問題やコンプライアンスに関する施策等についての討議を行っております。また、かかる意思決定に基づいた採用時研修やマニュアルの配付、各種社内規程の改定、コンプライアンス研修の実施及びコンプライアンスに関する情報発信等の様々な活動を通してコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。さらに、問題発生時や内部通報がなされた場合には同委員会に即時に報告がなされ、迅速な対応をとることができる体制となっております。なお、平成24年度より内部通報の社外窓口を顧問法律事務所に設置し、より通報しやすい体制としております。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。但し、以下の記載は、当社グループの事業展開その他に関するリスクの全てを網羅するものではありません。

なお、本項において将来に関する記載がある場合、当該記載は、有価証券報告書提出日現在（平成26年6月26日）における当社グループの判断に基づくものであります。

(1) 経済環境に関するリスク

市場環境について

当社グループは、工業製品の新品開発における上流から下流までの一連の工程である、企画、デザイン、設計、モデル、金型、成形品等を提供する事業を展開しております。したがって、当社グループ業績は、各種メーカー、特に自動車・家電メーカー等お客様における開発予算の圧縮やモデルチェンジサイクルの変化等の影響を受ける可能性があります。

原材料等の価格変動の影響について

当社グループは、プラスチック材料や鋼材等の原材料価格の変動が、当社グループの原材料コストや製品価格に影響を及ぼします。急激な原材料価格の高騰や供給悪化により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

為替変動の影響について

当社グループにおけるアジア地域への売上は、主に各々の自国通貨建てで行われており、欧州及び北米地域への売上は、主としてユーロ建て及び米ドル建てで行われております。当連結会計年度における連結売上高に占める海外売上高の割合は、ASEAN地域14.5%、中国地域1.9%、欧州地域48.8%、北米地域4.1%、海外売上高全体では69.3%となっております。為替変動リスクの軽減及び回避に努めておりますが、上記のような外貨建て取引においては、為替変動が取引価格や売上高、当該取引に係る資産及び負債の日本円への換算額等に影響を与え、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

当社グループは、一貫してCAD/CAM/CAEを中心とした3次元データの有効活用を推進しており、各種メーカーにそれらのデータを提供しております。また、現在、コア事業である開発支援事業を事業領域別に再編しておりますが、当社グループだけでは対応できない分野、技術の導入及び人材の育成に相当な時間を要する分野については、必要な能力を有する会社と業務提携を行っております。さらに、当社グループのお客様の多くはグローバルに開発拠点や製造拠点を有し、各国・地域の複数の部署が連携しながら一つの開発案件を進める事例が増加しております。このため、当社グループにおいても、お客様の重要拠点について、厳しい採算意識とともにグローバル展開を継続してまいります。

上記の経営戦略を進めていく上でリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は、次のとおりであります。

機密保持について

当社は、その業務の性格上、新品開発に関するお客様の機密情報を取り扱う機会が多いことから、機密保持を経営上の最重要課題の一つと認識し、様々な取り組みを行っております。

全社的な機密保持活動を行う機密保持委員会では、機密保持規程を制定し、機密情報の保護を目的としたネットワーク、ファイアウォール、サーバー及びパソコン管理並びにアクセス制御及びパスワード管理等、ハードとソフトの両面から総合的な管理を行うとともに、定期的な社内教育の実施により当社の機密保持レベルの向上に努めております。

また、立ち入り可能区域の指定、製品・仕掛品・文書等の管理、個人所有PCや携帯電話等、映像・通信機器の重要区画への持込、全従業員及び外注先との機密保持契約書の締結、並びに従業員を含めアクセス制限を厳しく設定したお客様専用開発ブースの設置等、機密保持を徹底するためのあらゆる具体的な対策を実施しております。しかしながら、不測の事態により、万一、機密情報が外部へ漏洩するようなこととなった場合、当社グループの信用失墜に伴う受注の減少や損害賠償による費用の発生等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

海外展開について

当社グループは、アジア、欧州、北米において事業を展開しております。これら海外市場への事業進出にあたり、予期しない法律又は規制の変更、不利な政治又は経済要因、社会的混乱等のリスクが内在しており、これらの事態が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

工場の閉鎖又は操業停止

突発的に発生する自然災害や事故等により、工場の閉鎖、操業停止に追い込まれた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

(3) その他のリスク

事業活動に関連して、訴訟、その他の法律的手続の対象となる可能性があり、その動向によっては損害賠償請求負担や信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

連結子会社の譲渡契約

当社グループは、国内外関係会社の組織、技術及び人的資源の再編を図り、業務の効率化、合理化及び管理体制の一層の強化を行っており、事業再生計画遂行の一環として締結した主な契約は、次のとおりであります。

対象子会社	譲渡先	契約内容	契約締結日	株式等譲渡日
岐阜精機工業(株) ギフセイキタイ 昭和精機工業(株)	豊田通商(株)及び トヨタ自動車(株)	当社保有全株式の譲渡 (連結の範囲から除外)	平成25年 8 月 7 日	平成25年 9 月26日
ARRK Shangent Co.,Ltd. Arrk Shangent Dongguan Co., Ltd. Arrk Precision Mold Co., Ltd.	詹銀豊(注1)	当社保有全株式の譲渡 (連結の範囲から除外)	平成25年12月25日	平成26年 1 月17日
(株)ソルプラス (株)安田製作所 HIRAI SEIMITSU (THAILAND) Co., Ltd.	(株)SY ホールディン グス	当社保有全株式の譲渡 (連結の範囲から除外)	平成25年12月25日	平成26年 1 月31日

(注) 詹銀豊氏は、ARRK Shangent Co., Ltd.の董事長であります。

6【研究開発活動】

当社グループは、一元化されたデータに基づき、お客様の新製品開発活動における上流から下流まで様々な工程を総合的に支援する、新製品開発支援体制を確立しております。各工程における生産データの一元化により各開発プロセス間の高度なコミュニケーションが可能となり、開発期間の短縮やコスト低減はもとより、一貫した開発コンセプトに基づいた総合的な品質管理を実現しております。

新製品開発プロセスの上流工程である、企画、デザイン、設計及びモデルのプロセスは、常に時代の最先端をお客様とともに切り拓く作業であり、プロジェクト遂行に必要なあらゆる手法、技術が、恒常的に当社グループ内外で開発され、実用化されます。これらのプロセスにおいては研究開発そのものが当社グループの主要な事業内容といえます。そのため、同プロセスに係る研究開発費の分別は行っていません。

一方、下流工程である金型・成形品等の製造に至る開発プロセスは、わが国やアジアを中心として世界的に競争の激しい分野であり、より高付加価値、高品質、短納期、低価格が求められます。そのため、当社グループにおいては、市場のニーズを的確に捉え、独創的かつ環境にも適合した技術創出を目指し、金型用CAD/CAMシステムの操作性向上や機能強化、金型設計から製造に係る3次元CADデータ一元化を推進するためのCAD/CAM/CAEシステム及びソリッド設計技術、精密押出成形及び2軸押出機の高性能化、並びにその他の開発を行っており、これらに係る当連結会計年度の研究開発費は242百万円であります。なお、研究開発費におきます各セグメントごとの内訳は、開発支援事業122百万円、金型事業120百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項において将来に関する記載がある場合、当該記載は、有価証券報告書提出日現在（平成26年6月26日）における当社グループの判断に基づくものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表等は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表等の作成に当たっては、決算日における資産・負債の金額、当該連結財務諸表等の対象期間における収益・費用の金額、偶発債権・債務や未実現損益等に関する情報の開示等に影響を与える見積もりや仮定の設定を行う必要があります。当該見積もりや仮定の設定は、各種法令や会計原則・基準・規則、実務指針等に則り、過去の実績や現在の状況を分析、検討し、客観的合理性があると認められる様々な要素に基づいて継続的に行われております。但し、当該見積もりや仮定は不確実性を有しており、実際の結果とは異なる場合があります。

当社及び当社グループでは、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表等の作成における見積もりや仮定により重要な影響を受ける可能性があるものと考えております。

たな卸資産

当社グループは、たな卸資産を評価するに当たり正味売却価額を見積もり、取得原価が正味売却価額を上回る場合の当該差額について評価減を実施しております。実際の将来需要又は市場状況が当社グループの見積もりより悪化した場合、追加の評価減が必要となる可能性があります。

貸倒引当金

当社グループは、営業債権及び金融債権について、金融債権に係る利息を含めて当該債権の回収可能性を検討し、回収不能額を見積もった上で、貸倒引当金を計上しております。その見積もりは、一般債権については貸倒実績率に基づいて行い、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して行っております。債務者の債務履行能力が、当社グループの見積もりより低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））を適用しております。これにより当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は127百万円減少しております。同会計基準に基づいた減損の兆候の判定、減損損失の認識と測定等の継続的な実施に伴い、今後新たな減損損失が発生する可能性があります。

また、当社グループは、重要な経営戦略であるフルラインネットワークの拡充のため、必要な能力を有する国内外の会社との業務・資本提携を行うなど、当該会社を連結子会社として企業集団を形成してまいりました。当該連結子会社の持分取得価額と、当該持分に相当する当該連結子会社の連結開始時の時価純資産額との差額は、無形固定資産ののれんとして計上され、当該のれんは、その効果の発現する期間を見積もり、20年以内で均等償却を行っております。のれんについても、上記の会計基準に基づき、減損の兆候の判定、減損損失の認識と測定等を継続的に実施するため、業務・資本提携当初に予定していた超過収益力が見込めなくなったものについては必要な減損を行う可能性があります。

投資の減損

当社グループは、主に長期的な取引関係や業務提携関係の維持を目的として、特定の会社に対する少数持分を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い公開会社の株式と、株価決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。連結財務諸表等の作成に当たっては、公開会社の株式については決算日の市場価格等に基づく時価法により評価を行い、時価のない非公開会社の株式については、原則として移動平均法による原価法を適用しております。

但し、公開会社の株式において、取得価額を下回る時価の下落が30%以上のもので、回復する見込があると認められる場合（過去2年間において時価が下落率30%未満の金額であったことがある場合）を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しております。また、非公開会社の株式において、発行会社の直近の1株当たり純資産額の下落率が30%以上のものについては、当該株式の実質価額をもって貸借対照表価額とし、差額を当期損益として処理することがあります。将来の株式市況の悪化や、株式発行会社の財政状態の悪化等により、評価損の計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループでは、繰延税金資産を計上するに当たり、回収可能性が高いと考えられる金額を見積もり、同金額まで減額するための評価性引当額を計上しております。同見積もりは、客観的合理性があると認められる将来の課税所得と税務計画についての仮定に基づき行われます。将来の業績の変動や税務関係諸法令の変更等により、当該仮定の前提条件に変化が生じた場合、評価性引当額の増加による費用、又は不要な評価性引当額の取崩しによる利益が発生する可能性があります。

退職給付に係る負債

当社グループを構成する各社は、それぞれの会社の退職給付制度や従業員数、その年齢構成等に応じ、従業員の退職給付に備えるため、主として簡便法により見積もられた決算日現在における退職給付債務及び年金資産残高等に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。

役員退職慰労引当金

当社グループを構成する会社の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく決算日現在における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますが、実際の支払額は、株主総会の決議に従い、永年功労による加算や業績不振による減算等により内規に基づく要支給額から変動する可能性があります。そのため役員の退職慰労金の支払に当たっては、対応する引当額を超過する支払部分に係る追加費用の発生、または不要な引当金の取崩しによる利益が発生する可能性があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は45,729百万円となり、前連結会計年度末に比べ17,839百万円減少致しました。これは主に、連結子会社でありました岐阜精機工業(株)、(株)C&Gシステムズ等の子会社17社を連結の範囲から除いたことによるものであります。

その結果、流動資産は、前連結会計年度末に比べ11,345百万円減少し、32,656百万円となりました。これは主に、現金及び預金6,914百万円（うち連結除外影響額5,660百万円）及び受取手形及び売掛金2,877百万円（うち連結除外影響額3,590百万円）が減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ6,493百万円減少し、13,072百万円となりました。これは主に、有形固定資産3,393百万円（うち連結除外影響額4,946百万円）、投資有価証券1,187百万円（うち連結除外影響額411百万円）及び長期貸付金1,347百万円（うち連結除外影響額6百万円）が減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ、26,557百万円減少し、13,622百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金20,314百万円（うち連結除外影響額94百万円）、繰延税金負債（固定）2,000百万円（うち連結除外影響額446百万円）及び退職給付に係る負債（前期は退職給付引当金）1,729百万円（うち連結除外影響額1,794百万円）が減少したことによるものであります。なお、1年内返済予定の長期借入金20,314百万円の減少には、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社地域経済活性化支援機構からの借入金の総額9,076百万円を、期日到来に伴い平成26年3月28日付で一括返済したものが含まれております。

また、平成26年3月31日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行との間に2,200百万円、株式会社みずほ銀行との間に1,600百万円、総額3,800百万円の当座貸越枠の設定を行い、平成26年4月1日付で、これらの当座貸越枠に基づき、株式会社三菱東京UFJ銀行から1,300百万円、及び株式会社みずほ銀行から1,000百万円の借入をそれぞれ運転資金として実行しております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ8,718百万円増加し、32,107百万円となりました。これは主に、資本金10,171百万円及び資本剰余金3,900百万円が減少したものの、利益剰余金が22,323百万円増加したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の世界経済は、米国経済においては緩やかに回復し、欧州の景気においては回復傾向が持続しているものの、内需の伸び悩み等により低成長が長期化しました。また中国を含む新興国においては景気成長の鈍化等、総じて弱い動きとなりました。国内経済においては円安・株高やアベノミクス効果により緩やかな回復基調を見せたものの、海外経済の下振れ等により先行き不透明な状況で推移しました。その中で、規模の適正化、事業再構築の推進、並びにグローバル事業の拡大に向けた諸施策を講じてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高51,654百万円（前年同期比36.8%減）、営業利益3,124百万円（前年同期比23.7%減）、経常利益4,159百万円（前年同期比6.7%増）となりました。また、事業構造改善費用として1,711百万円の特別損失を計上した一方で、関係会社株式売却益として4,300百万円の特別利益を計上したこと等により、当期純利益8,531百万円（前年同期は当期純損失805百万円）となりました。

なお、当連結会計年度及び前連結会計年度の連結損益計算書に含まれる連結の範囲から除外された連結子会社の影響は以下のとおりであります。（下記表中の「差引」欄の各金額は、当連結会計年度末において連結の範囲に含めております当社グループの売上高、売上総利益並びに営業利益の合計額を示しております。）

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
	連結損益 計算書	内、当連結会計年 度末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当連結会計年 度末までに連結除 外した子会社	差引
売上高 (百万円)	81,691	44,844	36,847	51,654	6,669	44,985
売上総利益 (百万円)	16,658	8,587	8,071	11,880	2,200	9,680
営業利益 (百万円)	4,094	2,229	1,865	3,124	606	2,517

売上高、売上総損益

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前年同期比36.8%減の51,654百万円となりました。

当社グループは上述のとおり、主に規模の適正化、事業再構築の推進に起因し、売上高が30,037百万円減少いたしました。

また、当連結会計年度における当社グループの売上原価は、前年同期比38.8%減の39,774百万円となり、売上総利益は前年同期比28.7%減の11,880百万円となりました。

営業損益、販売費及び一般管理費

当連結会計年度における当社グループの販売費及び一般管理費は、前年同期比30.3%減の8,756百万円となりました。

これは、上述のとおり、主に規模の適正化、事業再構築の推進に起因するものです。その結果、売上高営業利益率は前年同期比1.0ポイント増の6.0%となっております。

経常損益、営業外損益

当連結会計年度における当社グループの営業外収益は前年同期比26.8%増の1,820百万円、営業外費用は前年同期比51.9%減の785百万円となりました。

当連結会計年度における営業外収益の増加は、主に円安基調による為替差益が324百万円及び貸倒引当金戻入額が682百万円増加したことによるものです。また、当連結会計年度における営業外費用の減少は、主に借入金の減少に伴い支払利息が652百万円減少したことによるものです。

当連結会計年度における当社グループの経常利益は、上述の状況を受け、前年同期比6.7%増の4,159百万円となりました。売上高経常利益率は、前連結会計年度比3.3ポイント増の8.1%となりました。

税金等調整前当期純損益、特別損益

当連結会計年度における当社グループの特別利益は前連結会計年度比123.1%増の5,751百万円、特別損失は前連結会計年度比77.0%減の2,219百万円となりました。当連結会計年度における特別利益の増加は、主に前連結会計年度より受取保険金が1,988百万円減少したものの、投資有価証券売却益1,331百万円（前連結会計年度は25百万円）、関係会社株式売却益4,300百万円（前連結会計年度は68百万円）を計上したことによるものです。

また当連結会計年度における特別損失の減少は、主に事業構造改善費用が7,026百万円減少したためです。

この結果、当連結会計年度における当社グループの税金等調整前当期純利益は、7,691百万円（前連結会計年度は3,155百万円の税金等調整前当期純損失）、売上高税金等調整前当期純利益率は、前連結会計年度比18.8ポイント増の14.9%となりました。

当期純損益、法人税等

当連結会計年度における当社グループの法人税等は 1,009百万円（前連結会計年度は 2,522百万円）となり、当期純利益は、8,531百万円（前連結会計年度は805百万円の当期純損失）、売上高当期純利益率は、前年同期比17.5ポイント増の16.5%となりました。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況

営業活動の結果得られた資金は、3,954百万円（前連結会計年度比44.6%減）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が7,691百万円（前連結会計年度3,155百万円の損失）、減価償却費1,507百万円（前連結会計年度比39.7%減）、事業構造改善費用1,711百万円（前連結会計年度比80.4%減）、投資有価証券売却損益 1,046百万円（前連結会計年度77百万円の売却損益）、関係会社株式売却損益 4,300百万円（前連結会計年度 68百万円の売却損益）、及び法人税等の支払額984百万円（前連結会計年度比22.3%増）があったことによるものです。

投資活動の結果得られた資金は10,266百万円（前連結会計年度比180.3%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,182百万円（前連結会計年度比58.1%減）があったものの、投資有価証券の売却による収入1,972百万円（前連結会計年度比124.4%増）、関係会社株式の売却による収入3,226百万円（前連結会計年度比18.8%減）、連結の範囲の変更に伴う子会社株式の売却による収入5,906百万円（前連結会計年度比5.4%増）、長期貸付金の回収による収入1,342百万円（前連結会計年度13百万円の収入）があったことによるものであります。

財務活動の結果使用した資金は、20,654百万円（前連結会計年度比69.8%増）となりました。これは主に、長期借入金の純減による支出20,330百万円（前連結会計年度比96.0%増）があったことによるものであります。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末に比べ、6,644百万円減少し、15,864百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資は、タイの新規事業、米国の自動車事業の拡大、及び欧州の拠点増強のための設備投資をそれぞれ行ったこと等により、総額2,182百万円となりました。

各セグメントの設備投資については、次の通りであります。

(1) 開発支援事業

新規事業の立上げ及び事業拡大に伴う設備投資を中心に総額1,745百万円の設備投資を実施致しました。

(2) 量産事業

設備更新を中心に総額98百万円の設備投資を実施致しました。

(3) 金型事業

設備更新を中心に総額338百万円の設備投資を実施致しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員 数(人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
富士吉田工場 (山梨県富士吉田市)	開発支援事業 量産事業	生産設備	391	51	256 (11.43)	5	704	123
東京本社 (埼玉県朝霞市)	開発支援事業	生産設備 営業設備	81	3	- (-)	16	102	183
大阪本社 (大阪府富田林市)	開発支援事業	生産設備 営業設備	80	46	243 (2.71)	6	376	83
名古屋支社 (名古屋市天白区)	開発支援事業	生産設備 営業設備	8	1	- (-)	3	13	74
栃木営業所 (栃木県宇都宮市)	開発支援事業	生産設備 営業設備	1	0	- (-)	1	3	26
広島事業所 (広島市南区)	開発支援事業	生産設備 営業設備	4	1	- (-)	0	6	10
横浜事業所 (横浜市都筑区)	開発支援事業	生産設備 営業設備	17	6	- (-)	1	25	17
日高事業所 (埼玉県日高市)	開発支援事業	生産設備	1	50	- (-)	0	53	0
管理本部 (大阪市中央区)	開発支援事業	管理設備	0	5	- (-)	5	11	38
日の出営業所 (東京都西多摩郡日の出町)	量産事業	営業設備	3	0	- (-)	5	9	42

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)神岡イージーエス	岐阜県 飛騨市	金型事業	生産設備 営業設備	-	-	- (12.25)	-	-	-
3D AUTO PROTECH(株)	埼玉県 日高市	開発支援事業	生産設備 営業設備	624	277	737 (23.90)	29	1,669	187

(3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
米国アーク (注)	米国 (カリフォルニア)	開発支援事業	生産設備 営業設備	85	118	- (-)	28	232	24
タイアーク	タイ (パトタニ)	開発支援事業	生産設備 営業設備	530	1,395	523 (69.11)	282	2,731	316
マレーシアアーク	マレーシア (セランゴール)	開発支援事業	生産設備 営業設備	1	4	- (-)	2	7	27
アークディソン (注)	台湾 (台北)	開発支援事業	生産設備 営業設備	19	292	- (-)	29	341	365
エルシーオー プロトモール	フランス (オートサヴォワ)	開発支援事業	生産設備 営業設備	15	26	- (-)	1	43	38
アークヨーロッパ	英国 (ナニートン)	開発支援事業	生産設備 営業設備	235	560	- (-)	14	811	274
P+Z Engineering GmbH (注)	ドイツ (ミュンヘン)	開発支援事業	生産設備 営業設備	92	0	- (-)	523	616	922
シェーパーズ フランス(注)	フランス (メヌエロワール)	金型事業	生産設備 営業設備	398	891	72 (23.40)	40	1,402	554

(注) 同社の子会社の設備を含んでおります。

(注) 主要な貸借設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料又は リース料(百円)
(株)アーク	東京本社 (埼玉県朝霞市)他	土地及び建物	150
(株)アーク	東京本社 (埼玉県朝霞市)他	プラスチック製品製造業用 設備	146

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、事業の対象が多種多様な品種、市場に渡り、時代の最先端動向への迅速な対応が要求される新製品開発支援事業を専ら営んでおります。そのため、設備の新設、除却等に関する長期的な計画の策定は、原則として行っておりませんが、(株)地域経済活性化支援機構に提出した事業計画に基づき、国内外の設備の更新や拠点集約に伴う設備の除却等は予定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	150,000,000
B種優先株式	50,000,000
C種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、A種優先株式は150,000,000株、B種優先株式は50,000,000株、C種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,101,592	68,101,592	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
A種優先株式	150,000,000	150,000,000	非上場	単元株式数100株 (注2)
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 (注1)(注3)
C種優先株式	23,518,613	23,518,613	非上場	単元株式数100株 (注1)(注4)
計	265,324,524	265,324,524	-	-

(注) 1 . B種優先株式及びC種優先株式は、現物出資(債務の株式化 B種優先株式10,311百万円、C種優先株式10,230百万円)によって発行されたものであります。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先期末配当金

A種優先期末配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）及びC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下、「A種優先期末配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)に定めるA種優先中間配当金又は(3)に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物）+ 0.5%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) A種優先中間配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 及び に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する普} \\ \text{通株式の数）} + \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する} \times \text{1株当たりの} \\ \text{普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（以下、「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下、「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下、「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は０円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式１株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(4) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

(6) 及び の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもち、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記 に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、(6) に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は(6) 及び に準じて調整される。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

3. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \left[\frac{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right] \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｂ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｂ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＢ種優先株主に対して交付するものとする。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

4. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

C種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

C種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該C種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日まで、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する普} \\ \text{通株式の数) +} \\ \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＣ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｃ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｃ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｃ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＣ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＣ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｃ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｃ種優先株式の取得と引換えに、Ｃ種優先株式１株につき、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｃ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｃ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｃ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｃ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＣ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＣ種優先株式の数にＣ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｃ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｃ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＣ種優先株主に対して交付するものとする。Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年8月24日 (注)1	47,222	115,324	10,294	41,050	10,247	11,298
平成23年8月25日 (注)2	150,000	265,324	4,500	45,550	4,500	15,798
平成23年9月21日 (注)3	-	265,324	33,378	12,171	-	15,798
平成25年7月29日 (注)4	-	265,324	10,171	2,000	3,898	11,900

(注)1. 有償第三者割当

B種優先株式 発行価額 435円
資本組入額 5,167百万円
割当先 (株)みずほ銀行 12,315,391株
(株)三菱東京UFJ銀行 11,388,928株

C種優先株式 発行価額 435円
資本組入額 5,127百万円
割当先 (株)地域経済活性化支援機構 23,518,613株

2. 有償第三者割当

A種優先株式 発行価額 60円
資本組入額 4,500百万円
割当先 (株)地域経済活性化支援機構 150,000,000株

3. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

4. 欠損填補の目的のため、会社法第447条第1項及び448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金に振り替えております。

(6)【所有者別状況】
普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	39	110	80	13	15,183	15,446	-
所有株式数(単元)	-	133,052	31,014	5,666	184,432	293	326,507	680,964	5,192
所有株式数の割合(%)	-	19.54	4.55	0.83	27.09	0.04	47.94	100	-

(注) 1. 自己株式4,743,866株は、「個人その他」に47,438単元及び「単元未満株式の状況」に66株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

A種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	1,500,000	-	-	-	1,500,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100	-

B種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	237,042	-	-	-	-	-	237,042	119
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100	-

C種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	235,186	-	-	-	235,186	13
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100	-

(7)【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社地域経済活性化支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	173,518	65.40
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3-3	12,915	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588	4.37
ケービーエルヨーロッパプライ ベートバンカーズ (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部)	43, BOULEVARD ROYAL, LUXEMBOURG (東京都中央区月島四丁目16-13)	10,760	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	5,944	2.24
株式会社アーク	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2-9	4,743	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	2,941	1.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10	2,876	1.08
井原 重尊	大阪府吹田市	1,902	0.72
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505025 (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	1,438	0.54
計	-	228,629	86.17

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,944千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,941千株

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び国際投信投資顧問株式会社から、平成25年12月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年11月25日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社及び国際投信投資顧問株式会社については、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有者株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588,928	4.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4-5	430,600	0.16
国際投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目1-1	1,255,300	0.47

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社地域経済活性化支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	1,500,000	70.31
ケービーエルヨーロピアンプライ ベートバンカーズ (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部)	43, BOULEVARD ROYAL, LUXEMBOURG (東京都中央区月島四丁目16-13)	107,607	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	59,445	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	29,411	1.38
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10	28,766	1.35
井原 重尊	大阪府吹田市	19,020	0.89
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505025 (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	14,380	0.67
エスアイエックスエスアイエスエル ティ-デイ- (常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	11,656	0.55
荒木 恵美子	大阪府羽曳野市	7,565	0.35
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5-1	7,053	0.33
計	-	1,784,903	83.66

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年 3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200 C種優先株式 23,518,600	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 63,352,600 A種優先株式 150,000,000	2,133,526	-
単元未満株式	普通株式 5,192 B種優先株式 119 C種優先株式 13	-	-
発行済株式総数	265,324,524	-	-
総株主の議決権	-	2,133,526	-

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株 (議決権の数6個) が含まれております。

【自己株式等】

平成26年 3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.79
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.79

(9)【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき、当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成24年6月26日開催の株主総会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は社外取締役を除く取締役及び執行役員であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	5千個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は100株とします。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の1個当たりの払込価額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとします。(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から1年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1.当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、株式併合、合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	4,743,866		4,743,866	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	123	182	144	253	400
最低(円)	50	61	64	70	161

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成24年7月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。それ以前は平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。さらにそれ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)については、平成24年5月16日に上場廃止の申請を行い、同年平成24年7月1日に上場廃止となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	268	324	339	314	327	292
最低(円)	223	239	265	265	229	256

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		鈴木 康夫	昭和23年1月28日生	昭和45年4月 株式会社小松製作所入社 平成14年6月 同社執行役員 平成16年4月 同社常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成19年4月 同社専務執行役員 平成20年6月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士 テクニカ宮津)取締役 平成23年7月 株式会社小松製作所顧問(現任) 平成23年8月 当社代表取締役社長(現任) タイアーク取締役(現任) 平成23年12月 3D AUTO PROTECH株式会社取締役 平成24年4月 国立大学法人金沢大学理事(現任) 平成26年6月 3D AUTO PROTECH株式会社代表取締役社 長(現任)	(注)3	-
取締役	海外事業 本部長	辻野 浩司	昭和36年1月10日生	昭和59年9月 当社前身株式会社モデルプロデュース入 社 平成7年5月 日本パラメトリック・テクノロジー株式 会社入社 平成11年10月 日本マクスジャー・テクノロジー株式会 社入社 平成14年3月 i2テクノロジーズジャパン株式会社入 社 平成17年11月 当社執行役員北米担当 平成19年6月 当社取締役海外事業部担当 平成20年7月 米国アーク代表取締役 英国アーク取締役(現任) 平成21年6月 当社常務取締役 平成21年12月 ブラコー理事 平成22年6月 株式会社積水工機製作所取締役 平成23年4月 タイアーク代表取締役 平成23年8月 当社取締役(現任) 韓国アーク代表理事 平成24年3月 株式会社C & Gシステムズ取締役 平成24年7月 アークヨーロッパ取締役(現任) 平成24年10月 米国アーク取締役(現任) 平成25年5月 P+Z Engineering GmbH 代表取締役(現 任) 平成26年1月 シェーパーズフランス代表取締役(現 任) エルシーオープロトモール代表取締役 (現任)	(注)3	普通株式 2
取締役	経営企画 本部長	神谷 達郎	昭和23年7月5日生	昭和48年4月 株式会社小松製作所入社 平成13年7月 コマツゼノア株式会社執行役員 平成14年6月 同社取締役執行役員 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年4月 コマツフォークリフト株式会社常務執行 役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 コマツユーティリティ株式会社取締役常 務執行役員 平成22年4月 同社取締役専務執行役員 平成23年4月 株式会社小松製作所顧問(現任) 平成24年1月 当社顧問 平成24年3月 3D AUTO PROTECH 株式会社取締役(現 任) 平成24年4月 当社常務執行役員 経営企画室長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 経営企画本部 長(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		中桐 悟	昭和47年7月1日生	<p>平成7年4月 オリックス株式会社入社</p> <p>平成12年10月 プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザリー・サービス株式会社(現ライスウォーターハウスクーパース株式会社)入社</p> <p>平成15年6月 株式会社産業再生機構入社</p> <p>平成16年9月 株式会社ミヤノ(現シチズンマシナリーミヤノ株式会社)取締役</p> <p>平成17年4月 同社取締役副社長</p> <p>平成18年4月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成20年9月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員</p> <p>平成21年11月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)マネージング・ディレクター(現任)</p> <p>平成22年9月 セノー株式会社取締役</p> <p>平成23年2月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士テクニカ宮津)取締役 株式会社富士アセンブリシステム取締役</p> <p>平成23年8月 当社取締役副社長</p> <p>平成24年6月 岐阜精機工業株式会社取締役</p> <p>平成26年3月 当社取締役(現任)</p>	(注)3	普通株式 0
取締役		中西 雅也	昭和51年3月13日生	<p>平成11年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行</p> <p>平成14年7月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ入社</p> <p>平成16年4月 株式会社産業再生機構入社</p> <p>平成17年3月 株式会社宮崎交通取締役</p> <p>平成19年3月 株式会社ドーガン・アドバイザーズ入社 株式会社ドーガン・インベストメンツ入社</p> <p>平成19年10月 YOCASOL株式会社取締役</p> <p>平成20年3月 株式会社ドーガン・インベストメンツ取締役</p> <p>平成20年4月 株式会社サンカラー取締役</p> <p>平成21年3月 熊本駅前ビル株式会社取締役</p> <p>平成21年6月 株式会社キューサイ分析研究所取締役</p> <p>平成22年6月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)ディレクター</p> <p>平成23年8月 当社取締役(現任)</p> <p>平成25年7月 株式会社地域経済活性化支援機構 シニア・ディレクター(現任)</p>	(注)3	-
取締役		高橋 和重	昭和46年10月13日生	<p>平成10年2月 株式会社リミックス入社</p> <p>平成12年12月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>平成21年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)マネージャー</p> <p>平成22年9月 セノー株式会社監査役</p> <p>平成23年1月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)ディレクター</p> <p>平成23年8月 当社取締役(現任)</p> <p>平成24年6月 株式会社ソルプラス取締役</p> <p>平成25年7月 株式会社地域経済活性化支援機構 シニア・ディレクター(現任)</p>	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役		櫻田 浩一	昭和36年5月21日生	昭和60年4月 Smith Barney, Harris Upham & Co. 入社 平成2年8月 Morgan Stanley & Co. Incorporated 入社 平成3年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成13年12月 同社マネージング・ディレクター 平成17年9月 ドイツ証券会社東京支店(現ドイツ証券株式会社)マネージングディレクター 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)常務執行役員 平成21年11月 同社常務取締役(現任) 平成23年2月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士テクニカ宮津)取締役 平成23年8月 ヤマギワ株式会社取締役 当社取締役(現任) 平成24年3月 株式会社グランビスタホテル&リゾート取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役		吉田 正明	昭和28年10月11日生	昭和51年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年7月 当社に入社 関係会社管理部副部長 平成20年4月 当社執行役員 関係会社管理部長 平成22年4月 当社執行役員 統括本部副本部長 平成24年3月 株式会社C & Gシステムズ取締役 平成24年6月 当社取締役 株式会社ソルプラス取締役 株式会社積水工機製作所取締役 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	普通株式 0
監査役		細川 敬章	昭和47年9月4日生	平成15年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属)ときわ総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)マネージャー 平成22年7月 同社ディレクター 平成22年9月 セノ株式会社監査役 平成23年2月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士テクニカ宮津)取締役 平成23年8月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		中島 宏記	昭和48年8月11日生	平成8年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成12年3月 公認会計士登録 平成16年4月 株式会社産業再生機構入社 平成17年12月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成21年11月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)マネージャー 平成22年8月 医療法人財団養生院評議員 平成23年3月 岐阜精機工業株式会社監査役 平成23年7月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)ディレクター 平成23年8月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成25年7月 株式会社地域経済活性化支援機構シニア・ディレクター(現任)	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		山田 庸男	昭和18年12月15日生	昭和45年4月 司法修習修了(第22期) 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成6年4月 大阪弁護士会副会長 平成6年6月 アルフレッサファーマー監査役 平成9年7月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 平成10年6月 ステラケミファ株式会社監査役 平成11年8月 なみはや銀行金融整理管財人 平成16年3月 フジオフード監査役 平成16年4月 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学非常勤監事 平成19年4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成21年5月 SBJ銀行監査役 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
監査役		中西 敏彰	昭和49年8月2日生	平成14年10月 司法修習修了(第55期) 弁護士登録(大阪弁護士会) 北浜法律事務所(現北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 平成21年1月 同事務所パートナー弁護士(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計						普通株式 2

(注)1. 取締役櫻田浩一は、社外取締役であります。

2. 監査役細川敬章、中島宏記、山田庸男及び中西敏彰は、社外監査役であります。

3. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年3月期に関する定時株主総会終結の時まで

4. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に関する定時株主総会終結の時まで

5. 平成23年8月31日開催の臨時株主総会の終結の時から平成27年3月期に関する定時株主総会終結の時まで

6. 平成23年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年3月期に関する定時株主総会終結の時まで

7. 当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営管理体制の一層の強化を図るべく、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当
社長	鈴木 康夫	業務全般 3D AUTO PROTECH(株) 代表取締役社長
常務執行役員	辻野 浩司	海外事業本部長
常務執行役員	神谷 達郎	経営企画本部長
常務執行役員	梨和 哲美	オートモーティブ事業本部長 コンシューマー事業本部長
執行役員	石岡 浩	オートモーティブ事業本部副本部長 3D AUTO PROTECH(株) 取締役
執行役員	村田 成人	オートモーティブ事業本部副本部長 エンジニアリング事業準備室長
執行役員	藤田 隆夫	オートモーティブ事業本部副本部長 国内事業部長
執行役員	伏屋 義治	コンシューマー事業本部副本部長
執行役員	山田 浩司	海外事業本部 事業企画室長
執行役員	皆川 敏弘	オートモーティブ事業本部 3D AUTO PROTECH(株) 代表取締役副社長
執行役員	加々美 一彦	生産本部長
執行役員	中野 哲浩	オートモーティブ事業本部 事業企画室長
執行役員	宮城 恵徳	コンシューマー事業本部 事業企画室長
執行役員	河本 俊之	経営企画本部副本部長(財務・経理)
執行役員	宮村 隆三	経営企画本部副本部長(人事・総務)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

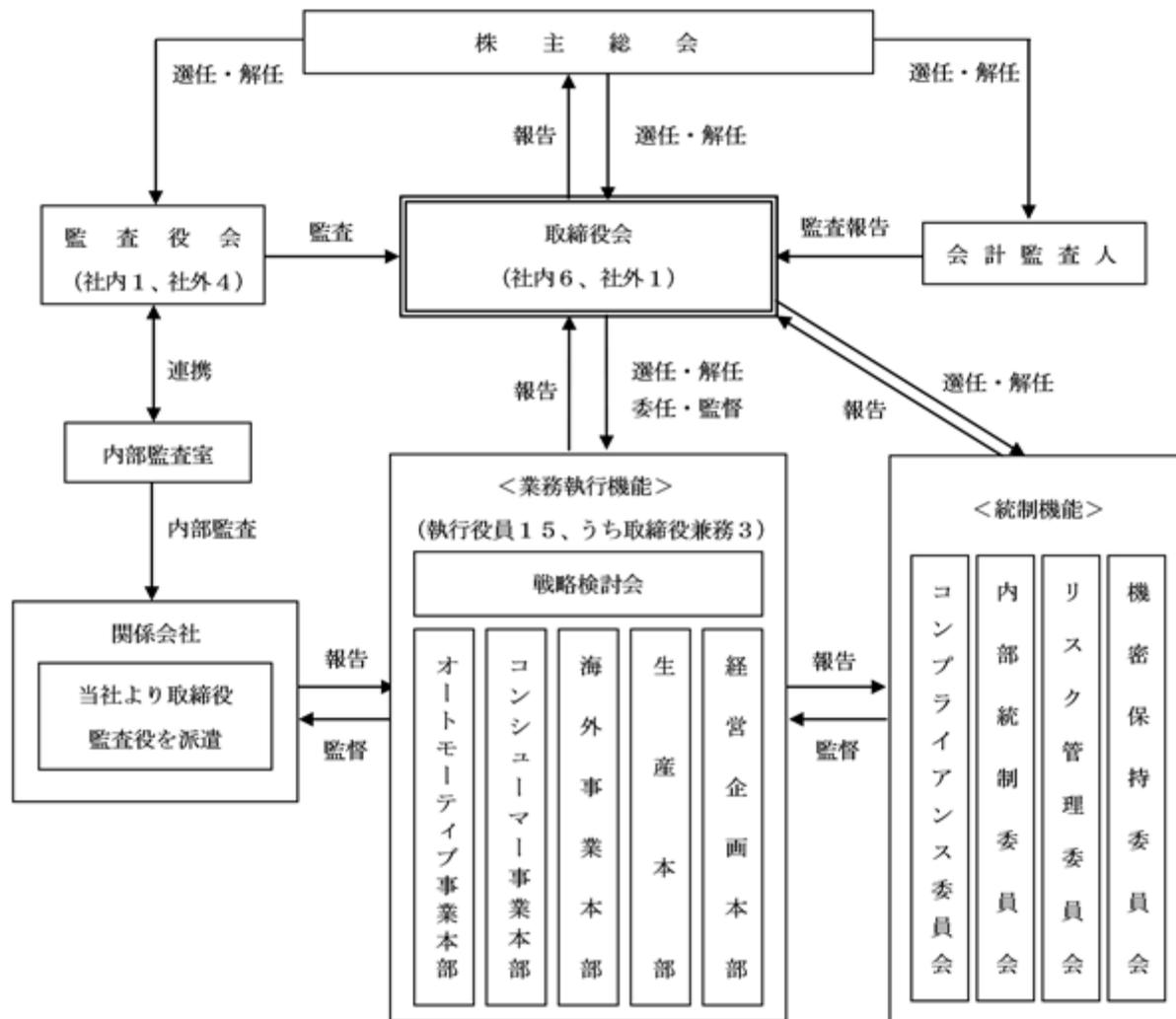
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はグループ全体の経営における透明性と信頼性の向上を通じて、株主の権利・利益を平等に保障し、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係を構築し、健全で持続的な企業価値の成長を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため、以下の体制を採用しております。



ロ．会社の経営上の意思決定体制

当社の経営上の意思決定機関は、取締役会であります。

取締役会は、原則毎月1回開催し、重要課題の討議決定及び業務執行の状況の監督を行っております。

また、当社は執行役員制度を採用しており、上記の経営上の意思決定を迅速に業務執行し業務責任を明確化することとしております。

八．業務の適正を確保するための体制

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会において、各取締役の職務の執行状況についての報告を行うとともに、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程その他関連規程に従った重要課題の討議及び決定を通じて、取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 監査役により、取締役から独立した立場で取締役の職務の執行の監査を行う。
- (3) 各事業所及び管理部門から独立した内部監査室により、使用人の職務の執行の監査を定期的に行う。
- (4) コンプライアンス委員会により、当社のコンプライアンスに関する基本方針及び行動規範を定め、取締役、執行役員及びその他の使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (5) コンプライアンス委員会は、各事業本部からのコンプライアンスに関する報告体制を確立することによって、問題発生時に迅速に情報収集及び対策が可能な体制を構築し運用する。
- (6) 反社会的勢力・団体排除のため、専門部署を設置し、対応マニュアルの作成及び関係機関との緊密な連携をとることによって、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、健全な企業活動を行うことができる体制を構築し運用する。
- (7) 内部通報窓口を設置し、当社の取締役、執行役員及びその他の使用人からのコンプライアンスに関する通報を受け付け、問題への迅速な対応が可能な体制を構築し運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）並びに取締役の職務執行に係る文書は、当社の文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適正な管理及び保存を行う。
- (2) 当社の機密保持規程、情報セキュリティ規程及び個人情報保護方針に基づいた適正な情報管理体制を構築し運用する。

3．損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

リスク管理を当社の重要な経営課題と位置付け、全社的なリスク及び各事業本部所管業務に付随するリスクを分析・抽出し、リスク管理体制を構築し、これを運用する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会及び戦略検討会により、経営課題の実務的検討・助言を行う。
- (2) 執行役員制度により、職務執行機能の強化と迅速化及び職務執行責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会決議の省略制度（会社法第370条）により、取締役の職務の執行を効率的に行う。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程を定め、これにより国内海外関係会社の経営管理を行う。
- (2) 主要な関係会社については、監査役及び内部監査室による定期的な監査を実施し、その業務の適正を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の決定を尊重して、当社は監査役の補助を専門とする人員を配置する。
- (2) 監査役がその職務の補助のために内部監査室の人員と協働することを求めた場合、当社は原則として内部監査室の人員をこれに充てる。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人及び前項の場合の内部監査室の人員は、取締役、執行役員及びその他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立してその職務に当たる。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、当社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、社内規程に従い監査役に報告を行う。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的な監査役会の開催に加えて、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行うことによって、監査の実効性を確保する。また監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることとする。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査

当社の内部監査室（人員3名）は、各事業所及び管理部門から独立した立場より、組織の内部管理体制の適切性・有効性を総合的・客観的に評価するとともに、問題点等に対し改善の提言からフォローアップまでの一連のプロセスを実施しております。内部監査手続きにつきましては、期初に年間の方針、重点監査項目、スケジュールを策定し、それをもとに個別監査計画を策定、監査を実施しております。また、監査終了後、報告書を作成、改善を要する項目に関しては、改善要望書を送付後、報告書を提出させ、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、監査計画の基本的事項についての意見交換や内部統制の評価等の重要事項についての情報交換を実施しております。また海外関係会社の内部監査に関しても、実地監査及び現地監査法人より税務・会計監査結果についてヒアリングを実施しております。

ロ．監査役監査

当社の監査役会は、常勤社内監査役1名、非常勤社外監査役4名で構成されております。監査につきましては、会社法の規定に基づき株主の付託に応えるため、取締役の業務執行が法令、定款及び社内規程等の定めるところによって適正に行われているか否かを監査するとともに、監査を通じて経営の効率的な執行を側面より支援することにより、会社の健全なる成長、発展に寄与するものです。具体的には、ガバナンス体制及び法令遵守状況の監査や内部統制の監査等の業務監査、事業報告並びに計算書類及び附属明細書の監査や会計監査の相当性監査等を実施しております。また、代表取締役と監査役会で構成される経営懇談会を、原則月1回開催し、経営方針の確認と重要な経営課題について意見交換を行い、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めることを行っております。さらに、内部統制につきましては、内部監査室との連絡会を原則月1回開催し、その情報収集と進捗状況の把握に努めております。監査対象は、原則として当社全部門並びに国内及び海外の連結子会社であります。

なお、常勤社内監査役吉田正明は、大手金融機関において財務業務等の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役中島宏記は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。さらに、監査役細川敬章、山田庸男及び中西敏彰は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見並びに経営に関する高い見識及び監督能力を有するものであります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であります。

氏名	補足説明	選任理由
櫻田 浩一	当社の親会社である㈱地域経済活性化支援機構の常務取締役を兼任しております。 また、以下に記載しております会社の社外取締役を兼任しております。 ・㈱グランビスタホテル&リゾート	< 招聘理由 > 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しているため。

- (注) 1. ㈱地域経済活性化支援機構は当社の親会社であり、同社は当社A種優先株式150,000,000株及びC種優先株式23,518,613株（議決権比率70.31%）を保有しております。また、当社は同社より取締役4名及び監査役1名の派遣を受けております。
2. ㈱グランビスタホテル&リゾートは、当社の親会社である㈱地域経済活性化支援機構の子会社であります。当社と㈱グランビスタホテル&リゾートとの間に特別の関係はありません。
3. 社外取締役は、「5. 役員の状況」に記載されたとおり他の会社の役員でありましたが、当該他の会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、該当事項はありません。

また、当社の社外監査役は4名であります。

氏名	補足説明	選任理由
細川 敬章		< 招聘理由 > 弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しているため。
中島 宏記	当社の親会社である(株)地域経済活性化支援機構の業務執行者であります。	< 招聘理由 > 公認会計士として企業会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しているため。
山田 庸男	以下に記載しております会社の社外監査役を兼任しております。 ・アルフレッサファーム(株) ・(株)フジオフードシステム ・(株)S B J 銀行 なお、当社の独立役員に指定しております。	< 招聘理由 > 法律の専門家であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、企業法務に係わる豊富な経験を活かして監査体制を強化できるものと判断しているため。 < 独立役員指定理由 > 当社の子会社や主要な取引先等の出身者ではなく、意思決定に対して影響を与え得る取引関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しているため。
中西 敏彰		< 招聘理由 > 法律の専門家であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、企業法務に係わる豊富な経験を活かして監査体制を強化できるものと判断しているため。

- (注) 1. (株)地域経済活性化支援機構は当社の親会社であり、同社は当社A種優先株式150,000,000株及びC種優先株式23,518,613株(議決権比率70.31%)を保有しております。また、当社は同社より取締役4名及び監査役1名の派遣を受けております。
2. 当社とアルフレッサファーム(株)との間に特別の関係はありません。
3. 当社と(株)フジオフードシステムとの間に特別の関係はありません。
4. 当社と(株)S B J 銀行との間に特別の関係はありません。
5. 社外監査役は、「5. 役員状況」に記載されたとおり他の会社の役員でありましたが、当該他の会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
6. 当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係について、該当事項はありません。

当社は、監査役設置会社であり、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって取締役会で定める基準はありませんが、豊富な経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で助言・指導頂ける方を社外取締役に、広範かつ高度な視野で監査頂ける方を社外監査役にそれぞれ選任しており、この中には、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性の高い社外役員を含んでおります。

監査役及び監査役会による監査に加え、独立性の高い社外取締役を含む取締役会により月次で会社の業務執行の監視監督が行われることにより、現在の当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能しており、妥当なものであると判断しております。

会計監査の状況

業務を執行した公認会計士、補助者の状況は以下のとおりです。

イ．業務を執行した公認会計士

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
吉村 祥二郎	有限責任監査法人トーマツ	5年
池田 賢重	有限責任監査法人トーマツ	1年
下井田 晶代	有限責任監査法人トーマツ	7年

ロ．補助者の構成

区分	人数
公認会計士	15名
その他	16名
計	31名

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の人員 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	92,400	92,400	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	35,100	35,100	-	-	-	6

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額400百万円以内と決議頂いております。

2．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第39回定時株主総会において年額55百万円以内と決議頂いております。

ロ．役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬は、次に掲げる方法により、世間水準及び社員給与とのバランス等を考慮して決定しております。

- 1．各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定する。
- 2．各監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役会の協議により決定する。

当社定款において定めている事項

イ．取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

ロ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ハ．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策を図るためであります。

ニ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ．社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これは、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ヘ．種類株式

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをしたB種及びC種優先株式を発行しております。当該種類株式に関する内容等については、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式」に記述のとおりであります。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

4銘柄 393,513千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	35,710	19,926	円滑な取引関係を維持するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	38,000	7,562	円滑な取引関係を維持するため

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	35,710	20,247	円滑な取引関係を維持するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	38,000	7,752	円滑な取引関係を維持するため

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	95	-	84	-
連結子会社	26	-	-	4
計	121	-	84	4

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、非監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、非監査報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当する事項はございません。

(当連結会計年度)

該当する事項はございません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案した上で、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則等第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 22,895	2 15,980
受取手形及び売掛金	2 15,558	2 12,681
商品及び製品	323	2 355
仕掛品	5 1,567	5 828
原材料及び貯蔵品	913	2 750
繰延税金資産	321	448
その他	2,658	1,851
貸倒引当金	235	238
流動資産合計	44,002	32,656
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,556	6,713
減価償却累計額	8,318	4,118
建物及び構築物(純額)	2 3,237	2 2,594
機械装置及び運搬具	14,576	8,995
減価償却累計額	10,441	5,213
機械装置及び運搬具(純額)	2 4,135	2 3,781
工具、器具及び備品	3,549	2,812
減価償却累計額	2,695	1,805
工具、器具及び備品(純額)	853	1,007
土地	2, 4 4,155	2, 4 1,834
建設仮勘定	496	268
有形固定資産合計	12,879	9,486
無形固定資産		
のれん	1,307	1,205
その他	469	404
無形固定資産合計	1,777	1,610
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,365	1 1,178
長期貸付金	1,379	31
繰延税金資産	31	42
その他	1,966	2 768
貸倒引当金	833	45
投資その他の資産合計	4,909	1,976
固定資産合計	19,566	13,072
資産合計	63,569	45,729

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,560	3,576
短期借入金	2,153	2,70
1年内返済予定の長期借入金	2,20,440	2,125
リース債務	142	2,194
未払金	1,053	675
未払法人税等	736	764
未払費用	1,396	1,323
前受金	3,297	2,497
繰延税金負債	2	-
賞与引当金	596	732
その他の引当金	207	191
その他	1,028	911
流動負債合計	33,615	11,062
固定負債		
社債	60	30
長期借入金	2,308	2,127
リース債務	345	2,450
繰延税金負債	3,698	1,698
再評価に係る繰延税金負債	4,14	4,14
退職給付引当金	1,855	-
役員退職慰労引当金	111	5
その他の引当金	59	103
退職給付に係る負債	-	125
その他	109	3
固定負債合計	6,564	2,559
負債合計	40,180	13,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,171	2,000
資本剰余金	15,980	12,080
利益剰余金	5,081	17,242
自己株式	9	9
株主資本合計	23,061	31,312
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55	110
土地再評価差額金	4,162	4,162
為替換算調整勘定	1,357	388
その他の包括利益累計額合計	1,464	337
少数株主持分	1,791	456
純資産合計	23,388	32,107
負債純資産合計	63,569	45,729

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	81,691	51,654
売上原価	1, 2, 4 65,033	1, 2, 4 39,774
売上総利益	16,658	11,880
販売費及び一般管理費	3, 4 12,563	3, 4 8,756
営業利益	4,094	3,124
営業外収益		
受取利息	153	79
為替差益	367	691
持分法による投資利益	355	185
貸倒引当金戻入額	10	692
その他	550	171
営業外収益合計	1,436	1,820
営業外費用		
支払利息	1,222	569
その他	410	216
営業外費用合計	1,633	785
経常利益	3,897	4,159
特別利益		
固定資産売却益	5 487	5 102
受取保険金	8 1,988	-
投資有価証券売却益	25	1,331
関係会社株式売却益	68	4,300
その他	7	18
特別利益合計	2,577	5,751
特別損失		
固定資産除売却損	6 97	6 60
事業構造改善費用	7 8,738	7 1,711
投資有価証券売却損	103	284
投資有価証券評価損	198	-
災害による損失	8 160	-
減損損失	9 277	9 127
その他	55	35
特別損失合計	9,630	2,219
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失()	3,155	7,691
法人税、住民税及び事業税	1,000	768
法人税等調整額	3,522	1,777
法人税等合計	2,522	1,009
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失()	632	8,701
少数株主利益	173	169
当期純利益又は当期純損失()	805	8,531

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失()	632	8,701
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	51	48
為替換算調整勘定	5,033	1,859
持分法適用会社に対する持分相当額	787	22
その他の包括利益合計	1 5,872	1 1,930
包括利益	5,240	10,631
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,980	10,333
少数株主に係る包括利益	259	297

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,171	15,980	4,388	24	23,739
当期変動額					
当期純損失()			805		805
連結範囲の変動			24		24
決算期変更による 乗除金の増減			137		137
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の 増減				15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	693	15	678
当期末残高	12,171	15,980	5,081	9	23,061

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	0	162	7,067	7,228	3,633	20,144
当期変動額						
当期純損失()						805
連結範囲の変動						24
決算期変更による 乗除金の増減						137
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の 増減						15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54		5,709	5,763	1,841	3,922
当期変動額合計	54	-	5,709	5,763	1,841	3,243
当期末残高	55	162	1,357	1,464	1,791	23,388

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,171	15,980	5,081	9	23,061
当期変動額					
減資	10,171	10,171			-
欠損填補		14,072	14,072		-
当期純利益			8,531		8,531
連結範囲の変動			280		280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,171	3,900	22,323	-	8,251
当期末残高	2,000	12,080	17,242	9	31,312

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	55	162	1,357	1,464	1,791	23,388
当期変動額						
減資						-
欠損填補						-
当期純利益						8,531
連結範囲の変動						280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55		1,745	1,801	1,334	466
当期変動額合計	55	-	1,745	1,801	1,334	8,718
当期末残高	110	162	388	337	456	32,107

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失()	3,155	7,691
減価償却費	2,500	1,507
減損損失	277	127
のれん償却額	153	102
賞与引当金の増減額(は減少)	89	352
退職給付引当金の増減額(は減少)	4	79
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	125
貸倒引当金の増減額(は減少)	224	747
受取利息及び受取配当金	163	99
支払利息	1,222	569
受取保険金	1,988	-
固定資産除売却損益(は益)	390	41
投資有価証券売却損益(は益)	77	1,046
関係会社株式売却損益(は益)	68	4,300
災害損失	160	-
事業構造改善費用	8,738	1,711
売上債権の増減額(は増加)	2,046	1,236
たな卸資産の増減額(は増加)	649	26
仕入債務の増減額(は減少)	2,016	397
その他の流動資産の増減額(は増加)	495	62
その他の固定資産の増減額(は増加)	36	0
その他の流動負債の増減額(は減少)	200	1,138
その他の固定負債の増減額(は減少)	77	23
その他	949	951
小計	6,626	4,556
利息及び配当金の受取額	241	111
利息の支払額	1,236	546
法人税等の支払額	805	984
法人税等の還付額	43	128
保険金の受取額	2,263	689
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,134	3,954

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	585	102
定期預金の払戻による収入	566	209
投資有価証券の取得による支出	1,117	1
投資有価証券の売却による収入	879	1,972
関係会社株式の取得による支出	295	-
関係会社株式の売却による収入	3,974	3,226
有形固定資産の取得による支出	5,214	2,182
有形固定資産の売却による収入	898	372
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	2 650	2 562
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入	2 5,603	2 5,906
過年度関係会社株式売却代金の回収による収入	287	203
短期貸付金の増減額（ は増加）	32	2
長期貸付けによる支出	29	0
長期貸付金の回収による収入	13	1,342
その他	700	120
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,662	10,266
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,388	24
ファイナンス・リース債務の返済による支出	193	185
長期借入れによる収入	1,684	0
長期借入金の返済による支出	12,057	20,331
社債の償還による支出	30	30
少数株主への配当金の支払額	181	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,166	20,654
現金及び現金同等物に係る換算差額	859	1,068
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	510	5,365
現金及び現金同等物の期首残高	22,856	22,509
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	1,279
連結子会社の決算期変更による 現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	163	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 22,509	1 15,864

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

(2) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度の連結範囲の変更は、増加1社、減少17社で、その内訳は次のとおりであります。

(新規設立により連結の範囲に含めた会社)

第2四半期連結会計期間・・・・・・1社

シェーパーズロシア

(譲渡等により連結除外した会社)

第2四半期連結会計期間・・・・・・9社

岐阜精機工業(株)

昭和精機工業(株)

ギフセイキタイ

(株)C & Gシステムズ及び同社子会社5社

第4四半期連結会計期間・・・・・・6社

アークサンジェント及び同社子会社2社

(株)ソルプラス

ヒライセイミツ(タイ)

(株)安田製作所

(清算により連結除外した会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社

相模原部品工業(株)

第4四半期連結会計期間・・・・・・1社

英国アークの子会社

3D AUTO PROTECH(株)の子会社1社については、小規模であり総資産、売上高、当期純損益

(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度において連結対象に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

非連結子会社 1社

関連会社 4社

主要な持分法適用会社名は、「関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度の持分法適用範囲の変更は、増加6社、減少9社で、その内訳は次のとおりであります。

(持分比率の減少により連結子会社から持分法適用関連会社に含めた会社)

第2四半期連結会計期間・・・・・・6社

(株)C & Gシステムズ及び同社子会社5社

(譲渡により持分法除外した会社)

第2四半期連結会計期間・・・・・・3社

(株)積水工機製作所及び同社子会社2社

第3四半期連結会計期間・・・・・・6社

(株)C & Gシステムズ及び同社子会社5社

(2) 持分法を適用していない関連会社である(株)シバックスの子会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表をそれぞれ使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社のうち、P+Z Engineering GmbH、シェーパーズフランスの子会社1社の決算日は3月31日であり、これら以外の海外連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、決算日が12月31日である連結子会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、決算日が3月31日であるシェーパーズフランスの子会社1社はシェーパーズフランスの決算日である12月31日現在で、本決算に準じた仮決算を実施し、親会社の財務諸表に連結されております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ハ)繰延資産の処理方法

株式交付費

全額支出時の費用としております。

(ニ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を、海外連結子会社は回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、子会社の一部において、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(ホ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、一部の連結子会社は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、主として退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

(ヘ) 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務及び予定取引の範囲内でヘッジを行っております。

(3) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ト) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を見積もり、20年以内で均等償却を行っております。

(チ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(リ) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債を125百万円計上しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた10百万円は、「貸倒引当金戻入額」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取配当金」、「受取賃貸料」、「助成金収入」、「受取手数料」、「スクラップ売却益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取配当金」10百万円、「受取賃貸料」124百万円、「助成金収入」28百万円、「受取手数料」5百万円、「スクラップ売却益」104百万円は「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた103百万円は、「投資有価証券売却損」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「貸倒引当金繰入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「貸倒引当金繰入額」9百万円は、「その他」として組み替えております。

当連結会計年度において関連会社株式にかかる売却益2,512百万円が発生したため、前連結会計年度まで「子会社株式売却益」として表示しておりました子会社株式にかかる売却益(当連結会計年度1,787百万円)と併せて、当連結会計年度より「関係会社株式売却益」として表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「子会社株式売却益」に表示していた68百万円は、「関係会社株式売却益」68百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益」及び「関係会社株式売却損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた940百万円は、「投資有価証券売却損益」77百万円、「関係会社株式売却損益」68百万円及び「その他」949百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対する事項

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,206百万円	640百万円

2 担保に供している資産及び担保付債務
担保資産

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	4百万円 (-)	10百万円 (-)
受取手形及び売掛金	221 (-)	935 (-)
商品及び製品	- (-)	4 (-)
原材料及び貯蔵品	- (-)	50 (-)
建物及び構築物	1,198 (14)	1,316 (-)
機械装置及び運搬具	190 (-)	357 (-)
土地	1,633 (9)	1,314 (-)
「投資その他の資産」のその他	- (-)	138 (-)
合計	3,248 (24)	4,127 (-)

上記のほか、連結処理により相殺消去されている連結子会社株式(前連結会計年度3,746百万円、当連結会計年度-百万円)を担保に供しております。

担保付債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	122百万円 (-)	49百万円 (-)
1年内返済予定の長期借入金	20,301 (-)	125 (-)
長期借入金	225 (-)	127 (-)
「流動負債」のリース債務	- (-)	37 (-)
「固定負債」のリース債務	- (-)	125 (-)
合計	20,649 (-)	465 (-)

上記債務のほか、連結子会社の商取引等に対する銀行保証(前連結会計年度-百万円、当連結会計年度20百万円)、その他保証(前連結会計年度4百万円、当連結会計年度19百万円)について、上記資産を担保に供しております。

また、上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しておりますが、個別に対応させることが困難な債務につきましては、記載しておりません。

3 偶発債務

売上債権の売却残高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
遡及義務を伴うファクタリングによる売上債権の売却残高	51百万円	-百万円

- 4 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法：土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出
 - ・再評価を行った年月日：平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	212百万円	219百万円

- 5 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金を相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する工事損失引当金の額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
仕掛品に係るもの	369百万円	292百万円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した額が、次のとおり売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
たな卸資産戻入益	- 百万円	85百万円
たな卸資産評価損	4	-

2 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額及び工事損失引当金戻入額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
工事損失引当金戻入額	- 百万円	47百万円
工事損失引当金繰入額	132	-

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料	4,096百万円	2,882百万円
賞与引当金繰入額	154	271
退職給付費用	300	100

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示しておりました「減価償却費」、「賃借料」、「運搬費」、「管理業務委託料」、「のれん償却費」及び「研究開発費」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、主要な費目として表示しておりません。なお、前連結会計年度のコレは、「減価償却費」261百万円、「賃借料」502百万円、「運搬費」1,027百万円、「管理業務委託料」213百万円、「のれん償却費」153百万円及び「研究開発費」504百万円であります。

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	530百万円	242百万円

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	47百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	321	88
工具、器具及び備品	8	12
土地	102	0
その他	8	-
合計	487	102

6 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	22百万円	6百万円
機械装置及び運搬具	34	20
工具、器具及び備品	13	13
土地	16	2
その他	10	16
合計	97	60

7 事業構造改善に伴う費用の内訳は次のとおりであります。

事業構造改善費用

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	内容	(百万円)
国内4件 アジア13件 欧州4件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡等の損失	8,379
国内5件 アジア2件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	359
合計		8,738

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	内容	(百万円)
国内5件 アジア4件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡損失	1,450
国内3件 アジア1件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	260
合計		1,711

8 「受取保険金」及び「災害による損失」

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

連結子会社のタイアークにおいて発生した洪水による当連結会計年度に発生した追加の損失は以下のとおりであります。

固定資産関連損失	91百万円
その他	68
合計	160

なお、タイアークにおける固定資産及びたな卸資産が災害保険の対象となっており、当連結会計年度において1,987百万円を受取保険金として計上しております。当該被災に係る保険金の受取総額は、確定しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はございません。

9 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内1件 アジア1件	遊休資産	建物及び構築物、土地	277

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失277百万円として特別損失に計上しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内2件 アジア2件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地	127

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失127百万円として特別損失に計上しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	19百万円	1,416百万円
組替調整額	37	1,339
税効果調整前	56	76
税効果額	5	28
その他有価証券評価差額金	51	48
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,293	1,974
組替調整額	3,740	115
税効果調整前	5,033	1,859
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	5,033	1,859
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	58	26
組替調整額	729	3
持分法適用会社に対する持分相当額	787	22
その他の包括利益合計	5,872	1,930

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	68,101,592	-	-	68,101,592
A種優先株式	150,000,000	-	-	150,000,000
B種優先株式	23,704,319	-	-	23,704,319
C種優先株式	23,518,613	-	-	23,518,613
合計	265,324,524	-	-	265,324,524
自己株式				
普通株式(注)1	4,758,626	-	14,760	4,743,866
合計	4,758,626	-	14,760	4,743,866

(注)1.普通株式の自己株数の減少14,760株は、当連結会計年度に売却した持分法適用会社の当社帰属部分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	68,101,592	-	-	68,101,592
A種優先株式	150,000,000	-	-	150,000,000
B種優先株式	23,704,319	-	-	23,704,319
C種優先株式	23,518,613	-	-	23,518,613
合計	265,324,524	-	-	265,324,524
自己株式				
普通株式	4,743,866	-	-	4,743,866
合計	4,743,866	-	-	4,743,866

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	22,895百万円	15,980百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	385	116
現金及び現金同等物	22,509	15,864

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

株式の売却によりアークハンガリー、上海龍創汽車設計有限公司、(株)積水工機製作所及び同社子会社2社、アークサンジェントの子会社2社、オランダアークの子会社3社、プラコー、同社子会社1社、及びプラコーチェコが連結子会社でなくなったこと、また清算によりアークノースアメリカホールディングス、韓国アーク及びアークディソンの子会社1社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による収入(純額)は次のとおりであります。

流動資産	15,987百万円
固定資産	17,467
のれん	729
流動負債	16,378
固定負債	3,827
少数株主持分	1,662
為替換算調整勘定	3,135
その他	75
株式売却後の投資勘定	726
関係会社株式売却損益	7,306
売却会社株式の売却価額	7,494
うち未収残高	148
売却会社現金及び現金同等物	2,393
差引：売却による収入(純額)	4,953

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

株式の売却により岐阜精機工業(株)、昭和精機工業(株)、ギフセイキタイ、アークサンジェント及び同社子会社2社、(株)ソルプラス、ヒライセイミツ(タイ)、(株)安田製作所が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による収入(純額)は次のとおりであります。

流動資産	7,311百万円
固定資産	5,276
流動負債	3,044
固定負債	2,117
少数株主持分	327
為替換算調整勘定	81
その他	6
関係会社株式売却損益	467
売却会社株式の売却価額	7,476
売却会社現金及び現金同等物	2,132
差引：売却による収入(純額)	5,344

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

事業用設備(機械装置及び運搬具等)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 会計処理基準に関する事項 (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。また、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より記載を省略しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度(平成25年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	499	452	24	21
工具、器具及び備品	2	2	-	-
合計	502	455	24	21

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	50
1年超	-
合計	50
リース資産減損勘定の残高	24

上記のリース資産減損勘定期末残高のほかに、注記省略取引にかかるリース資産減損勘定期末残高を前連結会計年度に1百万円計上しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、連結子会社の除外による減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	108
リース資産減損勘定の取崩額	86
連結子会社の除外によるリース減損勘定の取崩額	-
減価償却費相当額	100
支払利息相当額	2
減損損失	-

上記のほかに、注記省略取引にかかるリース資産減損勘定の取崩額を前連結会計年度に2百万円計上しております。

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額と物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	501	562
1年超	1,700	2,128
合計	2,202	2,690

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。資金調達については親会社からの借入、金融機関からの借入及び社債による方針であります。デリバティブは、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクや、一部金利の変動リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき資金繰り計画を作成・更新することや、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジすることで、リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表金額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	22,895	22,895	-
(2) 受取手形及び売掛金	15,558	15,558	-
(3) 投資有価証券	1,438	1,069	368
(4) 長期貸付金	1,379	-	-
貸倒引当金(*1)	722	-	-
差引	657	657	-
資産計	40,549	40,180	368
(1) 支払手形及び買掛金	4,560	4,560	-
(2) 短期借入金	153	153	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	20,440	20,440	-
(4) 未払金	1,053	1,053	-
(5) 未払法人税等	736	736	-
(6) リース債務(流動負債)	142	142	-
(7) 社債	60	55	4
(8) 長期借入金	308	300	8
(9) リース債務(固定負債)	345	338	7
負債計	27,801	27,781	20

*1 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表金額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,980	15,980	-
(2) 受取手形及び売掛金	12,681	12,681	-
(3) 投資有価証券	409	409	-
(4) 長期貸付金	31	-	-
貸倒引当金(*1)	29	-	-
差引	1	1	-
資産計	29,073	29,073	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,576	3,576	-
(2) 短期借入金	70	70	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	125	125	-
(4) 未払金	675	675	-
(5) 未払法人税等	764	764	-
(6) リース債務(流動負債)	194	194	-
(7) 社債	30	27	2
(8) 長期借入金	127	123	3
(9) リース債務(固定負債)	450	441	9
負債計	6,014	5,999	15

*1 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格に依っております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、担保及び相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、及び(6) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、(8) 長期借入金、(9) リース債務(固定負債)

これらは元利金の合計額を、当社で借入金を再調達した場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	927	769

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,895	-	-	-
受取手形及び売掛金	15,558	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券	150	57	204	126
(2) その他	-	-	-	-
長期貸付金	-	1,379	-	-
合計	38,603	1,437	204	126

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,980	-	-	-
受取手形及び売掛金	12,681	-	-	-
長期貸付金	-	29	-	-
合計	28,661	29	-	-

(注) 4 . 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	30	30	30	-	-	-
長期借入金	20,440	134	95	46	29	3
リース債務	142	123	90	76	48	6
合計	20,612	288	215	122	78	9

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	30	30	-	-	-	-
長期借入金	125	96	31	-	-	-
リース債務	194	166	152	114	17	-
合計	350	293	183	114	17	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	160	85	74
	(2) 債券	383	378	5
	(3) その他	-	-	-
	小 計	544	464	79
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	23	28	5
	(2) 債券	156	157	1
	(3) その他	-	-	-
	小 計	179	186	6
合 計		723	650	73

(注)1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 435百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注)2. 当連結会計年度において、198百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価の50%以上に下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	409	250	159
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	409	250	159
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		409	250	159

(注)1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 128百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	57	24	103
(2) 債券	742	8	7
(3) その他	1,459	-	0
合 計	2,259	33	111

(注)売却額には債券等の償還を含んでおります。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	1,795	1,330	284
(2) 債券	177	0	0
(3) その他	-	-	-
合 計	1,972	1,331	284

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社の一部において、確定給付型の退職給付制度として退職一時金制度を設けております。また、海外連結子会社の一部においても確定給付型の退職給付制度を設けております。なお、当社は平成19年3月31日付で退職給付制度を廃止しております。

上記以外にも、国内連結子会社の一部において総合設立の厚生年金基金に加入しております。なお、要拠出額を退職給付費用としている複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	558,494百万円
年金財政計算上の給付債務の額	627,418
差引額	68,924

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合(平成24年3月31日現在)

1.114% (加重平均値)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,198百万円及び繰越不足金57,711百万円であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	2,505百万円
ロ. 年金資産	649
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	1,855
ニ. 未認識数理計算上の差異	-
ホ. 未認識過去勤務債務	-
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	1,855
ト. 前払年金費用	-
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	1,855

3. 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	595百万円
ロ. 利息費用	2
ハ. 期待運用収益(減算)	1
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	0
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	0
ヘ. 臨時に支払った割増退職金の額	103
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	702

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ. 勤務費用に計上しております。

2. 上記には、当連結会計年度に連結の範囲から除外された連結子会社に係る費用も含まれております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率(%)

1.0

(3) 期待運用収益率

0.8%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

14年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した連結会計年度から費用処理することとしております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

14年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度としては、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付にかかる負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付債務の対象とされない臨時の割増退職金等を支払う場合があります。当連結会計年度については、割増退職金等として40百万円の退職給付費用を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,855百万円
退職給付費用	109
退職給付の支払額	17
制度への拠出額	16
連結除外による影響額	1,820
その他	15
退職給付に係る負債の期末残高	125

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	243百万円
年金資産	136
	107
非積立型制度の退職給付債務	17
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	125
退職給付に係る負債	125
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	125

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 109百万円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	303百万円	33百万円
未払事業税	23	18
賞与引当金	176	200
退職給付引当金	651	-
退職給付に係る負債	-	19
役員退職慰労引当金等	38	-
繰越欠損金	27,892	22,279
減損損失	2,859	885
投資有価証券	51	47
たな卸資産	79	31
減価償却費	219	142
事業構造改善費用	9	33
連結納税加入に伴う時価評価益	-	24
その他	228	189
繰延税金資産小計	32,535	23,903
評価性引当額	31,616	23,286
	918	617
繰延税金負債		
土地(全面時価評価法)	645	47
子会社の留保利益金	698	414
特別償却準備金	127	70
関係会社株式	2,332	967
その他有価証券評価差額金	20	48
連結納税加入に伴う時価評価損	-	94
その他	442	180
繰延税金負債合計	4,266	1,824
繰延税金負債の純額	3,348	1,207

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	-	38.0%
(調整)		
企業再生税制	-	17.7
評価性引当額の増減	-	53.4
子会社の留保利益	-	22.4
子会社との税率差異	-	2.5
海外子会社の未分配利益	-	2.4
外国税額損金算入額	-	2.4
その他	-	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	13.1

(追加情報)

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は25百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(2) 当社及び一部の連結子会社は、平成26年4月1日開始連結会計年度より、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定される連結納税制度を選択する申請を行い、法人税法の規定により、平成26年4月1日に連結納税のみなし承認を受けております。

これにより、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成22年6月30日)を適用し、繰延税金資産及び法人税等調整額については、連結納税制度の選択を前提として計上することに変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(企業結合等関係)

1. 事業分離

(1) 岐阜精機グループの譲渡について

事業分離の概要

イ. 分離した子会社

岐阜精機工業(株)

ギフセイキタイ

昭和精機工業(株)

ロ. 分離した事業の内容

当グループの金型製造事業の一部

ハ. 事業分離を行った主な理由

当社が平成13年10月に連結子会社化しました岐阜精機工業(株)、岐阜精機工(株)の子会社として平成15年4月に設立しましたギフセイキタイ及び平成13年3月に連結子会社化しました昭和精機工業(株)は、主に自動車用のダイカスト・低圧鋳造金型及び量産用大型プラスチック射出成形金型の製造販売を行っております。

当社は、これまでデザイン・設計及び試作を中心とする開発支援事業との連携を実現できる範囲で金型事業をコア事業と位置付け、規模の縮小を図りながら業績の改善に努めてまいりました。

そのような状況の中、当社は岐阜精機グループとの連携強化に取り組んでまいりましたが、岐阜精機グループの金型事業が、当社グループの事業活動から独立したビジネスモデルを有しており、当社の開発支援事業との親和性が高くないことから、よりシナジーの高い事業体の下において、その事業価値を最大化できるものと判断いたしました。その一方で、本件株式の譲渡により、当社においても経営資源の集中化がよりいっそう進むことから、双方にとっての利益に資すると判断し、この度、豊田通商株式会社及びトヨタ自動車株式会社に對し全株式の譲渡を実施いたしました。

ニ. 事業分離日

平成25年9月26日

実施した会計処理の概要

イ. 移転損失の金額

880百万円

ロ. 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 4,510百万円

固定資産 3,997百万円

資産合計 8,507百万円

流動負債 2,054百万円

固定負債 2,331百万円

負債合計 4,385百万円

ハ. 会計処理

移転したことにより受け取った対価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識し、特別損失「事業構造改善費用」として計上しております。

分離した事業が含まれていた報告セグメント

名称	事業内容	報告セグメント
岐阜精機工業(株)	金型の製造販売	金型事業
ギフセイキタイ	金型の製造販売	金型事業
昭和精機工業(株)	金型の製造販売	金型事業

当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 1,710百万円

営業損失 17百万円

経常利益 67百万円

(2) ソルプラスグループの譲渡について

事業分離の概要

イ．分離した子会社

(株)安田製作所

(株)ソルプラス

ヒライセイミツ(タイ)

ロ．分離した事業の内容

当グループの量産事業の一部

ハ．事業分離を行った主な理由

当社は、これまでデザイン・設計及び試作を中心とする開発支援事業との連携を図るべく、ソルプラスグループを中心とする成形品等の量産製品を扱う事業との事業連携を強化し、規模の適正化を図りながら一体となってビジネスを展開してまいりましたが、ソルプラスグループは、開発支援事業とは独立した事業基盤を有しており、当社の開発支援事業とのシナジー効果は限定的であるとの判断に至り、この度、株式会社SYホールディングスに対し全株式の譲渡を実施いたしました。

ニ．事業分離日

平成26年1月31日

実施した会計処理の概要

イ．移転利益の金額

1,787百万円

ロ．移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 2,921百万円

固定資産 1,198百万円

資産合計 4,119百万円

流動負債 1,482百万円

固定負債 574百万円

負債合計 2,056百万円

ハ．会計処理

移転したことにより受け取った対価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転利益として認識し、特別利益「関係会社株式売却益」として計上しております。

分離した事業が含まれていた報告セグメント

名称	事業内容	報告セグメント
(株)安田製作所	金型・成形品の製造販売	量産事業
(株)ソルプラス	金型・成形品の製造販売	量産事業
ヒライセイミツ(タイ)	金型・成形品の製造販売	量産事業

当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 4,226百万円

営業利益 427百万円

経常利益 431百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、製品・サービス別の事業単位を置き、各事業単位は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業単位を基礎として主に販売市場の類似性、製品・サービスの特性に基づき「開発支援事業」、「量産事業」及び「金型事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントの事業内容

「開発支援事業」は、主に自動車・電機関連メーカーに提供する企画、デザイン、設計及びモデル等の製品・サービスを製造・販売しております。

「量産事業」は、主に自動車・電機関連メーカーに提供する成形品等の量産製品・サービスを製造・販売しております。

「金型事業」は、主に自動車・電機関連メーカーに提供する金型等の製品・サービスを製造・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引は独立企業間価格で行っております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	30,399	32,226	19,065	81,691	-	81,691
セグメント間の 内部売上高又は振替高	356	1,809	241	2,407	2,407	-
計	30,755	34,036	19,306	84,099	2,407	81,691
セグメント利益 又は損失()	3,494	1,989	67	5,416	1,321	4,094
セグメント資産	23,494	6,971	19,141	49,607	13,961	63,569
その他の項目						
減価償却費	660	1,355	485	2,501	1	2,500
のれんの償却額	79	55	17	153	-	153
持分法適用会社への投資額	-	-	-	-	1,206	1,206
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,384	201	496	2,083	-	2,083

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	36,941	5,680	9,032	51,654	-	51,654
セグメント間の内部売上高 又は振替高	307	1,638	134	2,080	2,080	-
計	37,249	7,319	9,166	53,735	2,080	51,654
セグメント利益	3,363	667	357	4,388	1,263	3,124
セグメント資産	27,110	904	7,291	35,305	10,423	45,729
その他の項目						
減価償却費	1,027	234	245	1,508	0	1,507
のれんの償却額	102	-	-	102	-	102
持分法適用会社への投資額	-	-	-	-	640	640
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,027	117	380	2,525	-	2,525

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	84,099	53,735
セグメント間取引消去	2,407	2,080
連結財務諸表の売上高	81,691	51,654

(単位：百万円)

セグメント利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,416	4,388
セグメント間取引消去	62	57
全社費用	1,384	1,321
連結財務諸表の営業利益	4,094	3,124

(単位：百万円)

セグメント資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	49,607	35,305
セグメント間取引消去	467	84
全社資産 (注) 3	14,429	10,508
連結財務諸表の資産合計額	63,569	45,729

(注) 2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(注) 3. 全社資産は、主に現金及び現金同等物等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	企画・デザイン	モデル	金型・成型品	その他	合計
外部顧客への売上高	12,209	12,557	53,827	3,097	81,691

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

国内	北米	欧州	アジア	合計
23,197	2,662	32,745	23,086	81,691

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

国内	北米	欧州	アジア	合計
6,653	128	2,281	3,815	12,879

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	企画・デザイン	モデル	金型・成型品	その他	合計
外部顧客への売上高	15,556	14,230	21,120	747	51,654

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

国内	北米	欧州	アジア	合計
15,845	2,126	25,215	8,467	51,654

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

国内	北米	欧州	アジア	合計
3,050	311	2,915	3,209	9,486

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
減損損失	192	85	-	-	277

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
減損損失	98	-	29	-	127

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
当期償却額	79	55	17	-	153
当期末残高	971	-	335	-	1,307

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
当期償却額	102	-	-	-	102
当期末残高	1,205	-	-	-	1,205

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の内容 （注）1	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社	株式会社地域経済活性化支援機構	東京都千代田区	百万円 23,084	事業再生の支援	（被所有） 直接70.31%	事業再生支援 役員の受入 資金の援助 役員の兼任	借入の返済 （注）1	5,804	1年内返済 予定の長期 借入金	10,176
							借入金利息の支払 （注）1	463	未払費用	1
							土地、建物、機械及び 装置の担保提供 （注）2	825	-	-

（注）1. 株式会社地域経済活性化支援機構からの借入は、事業再生計画に基づく金融機関の債権の買取によるものであり、借入金利は市場金利を勘案して決定されております。

また、当該借入に対して土地、建物、機械及び装置並びに子会社株式の担保提供を行っております。

2. 上記のほか、連結子会社株式3,746百万円を担保に供しております。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	韓国アーク （注）1	韓国 （仁川）	百万 ウォン 125,500	持株会社	直接100%	役員の兼任	清算配当	2,456	未収入金 （注）1	73
							清算損	423	-	-

（注）1. 韓国アークは、平成25年3月26日付で清算終了しております。上記未収入金期末残高73百万円については、期末日現在、清算配当の一部が送金手続き中であるため未収入金として残っております。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社とその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
重要な子 会社の役員	柳 在浩	-	-	韓国アーク 代表理事	-	-	清算業務の委託 （注）1	26	-	-
	朴 秉熙	-	-	ブラコー副 会長	-	-	顧問業務の委託 （注）2	62	未払金	41
	王 珣	-	-	上海龍創汽 車設計有限 公司プレジ デント	-	-	株式の売却（注） 3 売却代金 売却益	100 12	- -	- -

（注）1. 当社連結子会社である韓国アーク清算に伴い、柳氏に清算関連業務を委託したものであり、委託手数料は従来の役員報酬を勘案し、両者間の業務委託契約に基づき決定しております。

2. 当社が所有していたブラコー株式及びナジョン株式の売却にかかる顧問業務を委託したものであり、委託手数料の決定は第三者機関からの意見を参考に、両者間の業務委託契約に基づき決定しております。

3. 当社が所有していた上海龍創汽車設計有限公司株式の売却をしたものであり、株式の売却価格は純資産価格等を勘案して決定しております。なお、株式の売却代金は当連結会計年度中に全額回収済みであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社とその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
重要な子 会社の役 員及びそ の近親者 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社	ディソンモ デリング (注)1	台湾 (礁溪)	千台湾 ドル 10,000	不動産 賃貸業	-	固定資産の 賃借	土地・建物の賃借 (注)2	32	-	-
	雲理實業有 限公司 (注)3	台湾 (台北)	千台湾 ドル 15,000	不動産 賃貸業	-	固定資産の 賃借	建物の賃借 (注)2	11	差入保証金	3
	トリニ ティーホー ルディング ス (注)4	ドイツ (パートナウハ イム)	千ユーロ 75	持株会社	-	-	株式の売却及び債 権譲渡 (注)5 売却及び 債権譲渡代金 売却損	76 387	未収入金 -	57 -
重要な子 会社の役 員	林 文 及 社 明書	-	-	昆山アーク サンジェン トの董事長 及び昆山ケ ムテックの 董事	-	-	株式の売却 (注)6			
							売却代金	129	未収入金	129
							売却損	233	-	-

- (注) 1. 当社連結子会社であるアークディソンの代表取締役社長陳永祥氏及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。
2. 土地・建物の賃借料については、近隣の賃料を参考に決定しております。
3. 当社連結子会社であるアークサンジェントの代表取締役社長詹銀豊氏及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。
4. 当社連結子会社であるシェーパース・ドイツのゼネラルマネージャーであるウーヴェ・クレウータ氏及びハルトムート・マック氏が議決権の過半数を所有している会社であります。
5. 当社連結子会社であるオランダアークが所有しているアークオートモーティブ及びアークジーマンの株式並びにシェーパース・ドイツに対する債権を売却したものであり、株式及び債権の売却価格は第三者機関の評価を参考に決定しております。また、支払条件は全2回払いであります。
6. 当社連結子会社であるアークサンジェントの孫会社が所有している昆山アークサンジェント及び昆山ケムテック株式を売却したものであり、売却価格は、取引直近日における合理的に算定された価格をもって決定しており、支払条件は一括振込であります。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社地域経済活性化支援機構（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の内容 （注）1	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社	株式会社地域経済活性化支援機構	東京都千代田区	百万円 23,084	事業再生の 支援	（被所有） 直接70.31%	事業再生支援 役員の受入 役員の兼任	借入の返済 （注）1	10,176	-	-
							借入金利息の支払 （注）1	248	-	-

（注）1. 株式会社地域経済活性化支援機構からの借入は、事業再生計画に基づく金融機関の債権の買取によるものであり、借入金利は市場金利を勘案して決定されております。

なお、同社からの借入金は、期日到来に伴い、平成26年3月28日にすべて返済を終えております。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社とその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
重要な子 会社の役 員	詹銀豊	-	-	サンジェント代表取締役 役社長	-	-	株式の売却（注） 1	607	-	-
							売却損	433	-	-

（注）1. 当社連結子会社であるアークサンジェント株式を売却したものであり、売却価格は、直近取引日における合理的に算定された価格をもって決定しており、支払条件は一括振込であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社とその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	ディソンモデリング （注）1	台湾 （礁溪）	千台湾 ドル 10,000	不動産 賃貸業	-	固定資産の 賃借	土地・建物の賃借 （注）2	39	-	-
	雲理實業有限公司 （注）3	台湾 （台北）	千台湾 ドル 15,000	不動産 賃貸業	-	固定資産の 賃借	建物の賃借 （注）2	10	差入保証金	3
重要な子会社の役員	マーティン・ピント	-	-	シェーパーズ ズインド マネージン グ・ダイレ クター	-	債務被保証	債務被保証 （注）4	12	-	-

- (注) 1. 当社連結子会社であるアークディソンの代表取締役社長陳永祥氏及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。
2. 土地・建物の賃借料については、近隣の賃料を参考に決定しております。
3. 当社連結子会社であるアークサンジェントの代表取締役社長詹銀豊氏及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。
4. 当社連結子会社であるシェーパーズインドが、銀行借入に対して同社マネージング・ダイレクターのマーティン・ピント氏より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
当該銀行借入については、既に全額弁済済みであり平成26年3月末時点において残高はございません。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社地域経済活性化支援機構（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり純資産額	125.40円	33.27円
1株当たり当期純利益金額	12.72円	77.16円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	10.60円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、前連結会計年度につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	23,388	32,107
普通株式に係る純資産額(百万円)	7,945	2,108
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	1,791	456
A種優先株式に係る払込金額	9,000	9,000
B種優先株式に係る払込金額	10,311	10,311
C種優先株式に係る払込金額	10,230	10,230
普通株式の発行済株式数(千株)	68,101	68,101
普通株式の自己株式数(千株)	4,743	4,743
1株当たり純資産の算定に用いられた期末普通株式の数(千株)	63,357	63,357

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益金額又は当期純損失金額() (百万円)	805	8,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 又は当期純損失金額()(百万円)	805	8,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	63,346	110,580
普通株式(千株)	63,346	63,357
普通株式と同等の株式(千株)	-	47,222
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	694,445
A種優先株式	-	600,000
B種優先株式	-	47,408
C種優先株式	-	47,037

(注) 4 . 前連結会計年度につきましては、B種優先株式、C種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としておりますが、前連結会計年度につきましては、当該株式は、損失を負担するものではないため、1株当たり当期純損失金額の算定には含めておりません。

(重要な後発事象)

OP I・11株式会社による当社株式に対する公開買付け等について

当社は、平成26年6月23日開催の取締役会において、OP I・11株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意見表明をすること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、並びに本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議し、平成26年6月24日に金融商品取引法第27条の10に基づく意見表明報告書を提出いたしました。

本公開買付け等において、公開買付者は株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「支援機構」といいます。)との間で、平成26年6月23日付で公開買付応募契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結しました。本応募契約において支援機構は、A種優先株式(50,000,000株)について予定されているA種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及び、C種優先株式(23,518,613株)について予定されているC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)の合計応募予定普通株式数270,555,839株について本公開買付けに応募することとされています。

また、支援機構はA種優先株式のうち100,000,000株については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立することを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭を対価とする取得請求権を行使して当社に自己株式を取得させることを合意しているとのことです。上記の優先株式の普通株式への転換及び優先株式の取得請求権の行使に伴う自己株式の取得による公開買付者保有議決権割合は81.03%が予定されております。

なお、本公開買付けは上記の応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

1. 公開買付け等の概要

(1) 公開買付け等の概要

公開買付者の概要

名称	OP I・11株式会社
所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役 三宅 誠一
事業内容	当社の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。
資本金	1,000千円
設立年月日	平成26年5月28日
大株主及び持株比率	OP I 2002投資事業組合 100%
当社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。

買付け等の期間

平成26年6月24日(火曜日)から平成26年8月19日(火曜日)まで(40営業日)

買付け等の価格

普通株式 1株につき金55円	
A種優先株式 1株につき金220円	(注) 1
B種優先株式 1株につき金165円	(注) 2
C種優先株式 1株につき金165円	(注) 3

(注) 1. A種優先株式は、1単元の株式数を100株として株主総会における議決権を有します。

A種優先株式については、本公開買付け公表日の平成26年6月23日現在、支援機構がその全て(150,000,000株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、A種優先株式のうち応募予定A種優先株式(50,000,000株)については、平成26年8月(ただし、本公開買付けにおける買付け等の期間満了日まで)に、A種優先株式1株につき当社の普通株式4株の交付を請求できる取得請求権を行使することにより交付されるA種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)を本公開買付けに応募し、A種優先株式のうち非応募A種優先株式(100,000,000株)については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭対価取得請求権を行使し当社に自己株式を取得させることを、公開買付者との間で合意しているとのことです。

(注) 2. B種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B種優先株式には、B種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できるB種優先株式普通株式対価取得請求権が付されています。(ただし、B種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成28年8月25日以降においてのみ行使できるものとされております。)

(注) 3. C種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C種優先株式については、本公開買付け公表日の平成26年6月23日現在、支援機構がその全て(23,518,613株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、全てのC種優先株式について、平成26年8月(ただし、本公開買付けにおける買付け等の期間満了日まで)に、C種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できる取得請求権を行使することにより交付されるC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、C種優先株式は全て当社が取得することになりますので、C種優先株式は実質的に本公開買付けの対象とはなっていないとのことです。

買付け価格等の算定根拠

本公開買付け価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年6月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同様とします。)、平成26年6月20日からの過去1ヶ月間の終値の単純平均値182円(小数点以下を四捨五入。以下、一定期間の終値の単純平均値において同様とします。)に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。

また、A種優先株式の買付け価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めているとのことです。

そして、B種及びC種優先株式の買付け価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めているとのことです。

買付予定株券等の数

本公開買付けにおいては、応募予定普通株式の数(270,555,839株、議決権割合:81.03%)を買付予定数の下限に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです(なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。)

一方、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合は、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))第27条の2第1項第2号)に従い公開買付けによる必要があり、また、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定(法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。))第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

(2) 本公開買付けの成立を前提条件とする自己株式の取得の概要

取得の方法	支援機構が保有するA種優先株式の金銭対価取得請求権行使による。
取得予定株式数	100,000,000株
取得価額	約60億2千万円 (注)
自己株式の取得時期	本公開買付けの成立を前提としてそれ以降 (平成26年8月19日以降)

(注) A種優先株式に係る2014年度の優先配当相当額約2千万円を含む金額

2. 本公開買付けの成立を前提条件とする自己株式の取得が財務情報に与える影響

本公開買付けの成立を条件とした自己株式の取得により、平成26年8月19日以降、純資産が約60億2千万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローが約60億2千万円減少します。

なお、当該支出のために特に新たな資金調達の実必要性はないと考えております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日 (平成)	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限 (平成)
3D AUTO PRO TECH(株)(注)1	第2回 無担保社債	18.3.10	90 (30)	60 (30)	0.55	なし	28.3.10

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
30	30	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	153	70	8.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	20,440	125	5.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	142	194	5.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	308	127	5.7	平成28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	345	450	4.4	平成27年~30年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	21,391	968	-	-

(注)1.平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	96	31	-	-
リース債務	166	152	114	17

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	13,885	27,283	39,864	51,654
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額又は税金等調整四半期純損失金額 () (百万円)	317	2,058	5,859	7,691
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	281	2,697	5,699	8,531
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	2.54	24.39	51.54	77.16

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	2.54	21.85	27.15	25.62

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,552	9,610
受取手形	449	441
電子記録債権	61	199
売掛金	2,272	1,995
商品及び製品	48	24
仕掛品	90	110
原材料及び貯蔵品	150	137
前払費用	74	100
関係会社短期貸付金	157	-
未収入金	163	84
繰延税金資産	-	279
その他	62	125
貸倒引当金	6	-
流動資産合計	16,076	13,109
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,675	1,584
構築物	8	7
機械及び装置	1,142	167
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	47	46
土地	1,500	1,500
建設仮勘定	77	20
有形固定資産合計	1,453	1,326
無形固定資産		
電話加入権	9	9
ソフトウェア	49	120
ソフトウェア仮勘定	55	-
無形固定資産合計	114	129
投資その他の資産		
投資有価証券	442	393
関係会社株式	15,877	10,545
長期貸付金	1,372	29
関係会社長期貸付金	4,854	1,529
長期未収入金	104	33
長期前払費用	63	43
差入保証金	374	369
貸倒引当金	2,592	62
投資その他の資産合計	20,497	12,881
固定資産合計	22,064	14,337
資産合計	38,141	27,446

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	339	254
1年内返済予定の長期借入金	1 10,033	-
1年内返済予定の関係会社長期借入金	1 10,176	-
リース債務	14	10
未払金	548	419
未払費用	33	64
未払法人税等	58	63
預り金	67	37
賞与引当金	180	361
その他の引当金	2	93
その他	19	85
流動負債合計	21,475	1,391
固定負債		
リース債務	47	37
長期リース資産減損勘定	3	0
繰延税金負債	2,688	1,138
再評価に係る繰延税金負債	14	14
固定負債合計	2,754	1,191
負債合計	24,230	2,582
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,171	2,000
資本剰余金		
資本準備金	15,798	11,900
その他資本剰余金	173	171
資本剰余金合計	15,972	12,072
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,072	10,901
利益剰余金合計	14,072	10,901
自己株式	9	9
株主資本合計	14,062	24,963
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	62
土地再評価差額金	162	162
評価・換算差額等合計	151	99
純資産合計	13,911	24,864
負債純資産合計	38,141	27,446

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	9,323	9,426
売上原価	6,820	6,978
売上総利益	2,503	2,448
販売費及び一般管理費	2,209	2,210
営業利益	408	237
営業外収益		
受取利息	145	121
受取配当金	351	1,668
為替差益	122	200
受取手数料	108	-
貸倒引当金戻入額	10	692
雑収入	28	11
営業外収益合計	766	2,694
営業外費用		
支払利息	874	477
雑損失	47	8
営業外費用合計	922	485
経常利益	252	2,446
特別利益		
固定資産売却益	379	30
投資有価証券売却益	-	1,330
関係会社株式売却益	58	7,378
関係会社清算益	354	-
特別利益合計	493	8,708
特別損失		
固定資産除売却損	415	414
減損損失	-	57
投資有価証券評価損	176	-
投資有価証券売却損	18	284
関係会社株式評価損	2,349	1,396
関係会社株式売却損	5,298	-
貸倒引当金繰入額	1,876	-
事業構造改善費用	214	167
その他	21	36
特別損失合計	9,971	1,957
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	9,225	9,198
法人税、住民税及び事業税	183	155
法人税等調整額	3,386	1,858
法人税等合計	3,202	1,703
当期純利益又は当期純損失()	6,022	10,901

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	12,171	15,798	173	15,972	8,050	8,050	9	20,084	
当期変動額									
当期純損失()					6,022	6,022		6,022	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	6,022	6,022	-	6,022	
当期末残高	12,171	15,798	173	15,972	14,072	14,072	9	14,062	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6	162	156	19,928
当期変動額				
当期純損失()				6,022
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4		4	4
当期変動額合計	4	-	4	6,017
当期末残高	10	162	151	13,911

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	12,171	15,798	173	15,972	14,072	14,072	9	14,062	
当期変動額									
減資	10,171	3,898	14,070	10,171				-	
欠損填補			14,072	14,072	14,072	14,072		-	
当期純利益					10,901	10,901		10,901	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	10,171	3,898	2	3,900	24,973	24,973	-	10,901	
当期末残高	2,000	11,900	171	12,072	10,901	10,901	9	24,963	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10	162	151	13,911
当期変動額				
減資				-
欠損填補				-
当期純利益				10,901
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51		51	51
当期変動額合計	51	-	51	10,952
当期末残高	62	162	99	24,864

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ 時価法

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ. 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 6～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ方針

社内管理規程は特に設けておりませんが、取締役会において承認された基本方針に従い、統括本部が行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額を直接控除した場合の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保付債務

担保資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	549百万円	464百万円
土地	500	500
機械及び装置	1	-
関係会社株式	3,746	-
合計	4,797	965

担保付債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,033百万円	- 百万円
1年内返済予定の関係会社長期借入金	10,176	-
合計	20,209	-

国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の借入金を記載しております。

2 保証債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
英国アーク(借入債務等)	14百万円	- 百万円
P+Z Engineering GmbH(注)	-	85
合計	14	85

(注) 事務所等賃貸契約に基づく賃料に対して債務保証を行っております。

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
親会社に対する債務		
短期金銭債務	17百万円	6百万円
長期金銭債務	10,176	-
親会社以外の関係会社に対する債権債務		
短期金銭債権	139	60
短期金銭債務	39	15

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
親会社との取引高		
販売費及び一般管理費に含まれる取引高	143百万円	95百万円
営業取引以外の取引高	480	248
親会社以外の関係会社との取引高		
売上高	80百万円	44百万円
仕入高	600	692
営業取引以外の取引高	558	1,761

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度80%であります。

販売管理費及び一般管理費の明細

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料	795百万円	799百万円
賞与引当金繰入額	66	105
減価償却費	28	32

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	44百万円	- 百万円
機械及び装置	35	-
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	-	-
土地	0	-
合計	79	0

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	7百万円	0百万円
構築物	1	-
機械及び装置	5	10
工具、器具及び備品	1	0
ソフトウェア	-	3
合計	15	14

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,043	727	315
関連会社株式	270	345	74

当事業年度(平成26年3月31日)

当事業年度において、時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
子会社株式	14,563	10,545
関連会社株式	0	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	68百万円	128百万円
貸倒引当金	926	22
関係会社株式	535	727
減損損失	62	58
繰越欠損金	24,881	21,332
その他	69	131
繰延税金資産小計	26,544	22,401
評価性引当額	26,544	22,109
繰延税金資産合計	-	292
繰延税金負債		
関係会社株式	2,332	967
その他	356	184
繰延税金負債合計	2,688	1,151
繰延税金負債の純額	2,688	858

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	-	38.0%
(調整)		
交際費等永久差異	-	6.3
評価性引当額の増減	-	37.3
企業再生税制	-	14.8
海外子会社配当に係る源泉税	-	1.6
その他	-	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	18.5

(追加情報)

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は22百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(2) 当社及び一部の連結子会社は、平成26年4月1日開始連結会計年度より、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定される連結納税制度を選択する申請を行い、法人税法の規定により、平成26年4月1日に連結納税のみなし承認を受けております。

これにより、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成22年6月30日)を適用し、繰延税金資産及び法人税等調整額については、連結納税制度の選択を前提として計上することに変更しております。

この変更により、繰延税金資産は77百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。

(重要な後発事象)

OP I・11株式会社による当社株式に対する公開買付け等について

当社は、平成26年6月23日開催の取締役会において、OP I・11株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意見表明をすること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、並びに本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議し、平成26年6月24日に金融商品取引法第27条の10に基づく意見表明報告書を提出いたしました。

本公開買付け等において、公開買付者は株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「支援機構」といいます。)との間で、平成26年6月23日付で公開買付応募契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結しました。本応募契約において支援機構は、A種優先株式(50,000,000株)について予定されているA種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及び、C種優先株式(23,518,613株)について予定されているC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)の合計応募予定普通株式数270,555,839株について本公開買付けに応募することとされています。

また、支援機構はA種優先株式のうち100,000,000株については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立することを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭を対価とする取得請求権を行使して当社に自己株式を取得させることを合意しているとのことです。上記の優先株式の普通株式への転換及び優先株式の取得請求権の行使に伴う自己株式の取得による公開買付者保有議決権割合は81.03%が予定されております。

なお、本公開買付けは上記の応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

1. 公開買付け等の概要

(1) 公開買付け等の概要

公開買付者の概要

名称	OP I・11株式会社
所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役 三宅 誠一
事業内容	当社の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。
資本金	1,000千円
設立年月日	平成26年5月28日
大株主及び持株比率	OP I 2002投資事業組合 100%
当社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。

買付け等の期間

平成26年6月24日(火曜日)から平成26年8月19日(火曜日)まで(40営業日)

買付け等の価格

普通株式 1株につき金55円	
A種優先株式 1株につき金220円	(注) 1
B種優先株式 1株につき金165円	(注) 2
C種優先株式 1株につき金165円	(注) 3

(注) 1. A種優先株式は、1単元の株式数を100株として株主総会における議決権を有します。

A種優先株式については、本公開買付け公表日の平成26年6月23日現在、支援機構がその全て(150,000,000株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、A種優先株式のうち応募予定A種優先株式(50,000,000株)については、平成26年8月(ただし、本公開買付けにおける買付け等の期間満了日まで)に、A種優先株式1株につき当社の普通株式4株の交付を請求できる取得請求権を行使することにより交付されるA種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)を本公開買付けに応募し、A種優先株式のうち非応募A種優先株式(100,000,000株)については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭対価取得請求権を行使し当社に自己株式を取得させることを、公開買付者との間で合意しているとのことです。

(注) 2. B種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B種優先株式には、B種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できるB種優先株式普通株式対価取得請求権が付されています。(ただし、B種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成28年8月25日以降においてのみ行使できるものとされております。)

(注) 3. C種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C種優先株式については、本公開買付け公表日の平成26年6月23日現在、支援機構がその全て(23,518,613株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、全てのC種優先株式について、平成26年8月(ただし、本公開買付けにおける買付け等の期間満了日まで)に、C種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できる取得請求権を行使することにより交付されるC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、C種優先株式は全て当社が取得することになりますので、C種優先株式は実質的に本公開買付けの対象とはなっていないとのことです。

買付け価格等の算定根拠

本公開買付け価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年6月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同様とします。)、平成26年6月20日からの過去1ヶ月間の終値の単純平均値182円(小数点以下を四捨五入。以下、一定期間の終値の単純平均値において同様とします。)に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。

また、A種優先株式の買付け価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めているとのことです。

そして、B種及びC種優先株式の買付け価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めているとのことです。

買付予定株券等の数

本公開買付けにおいては、応募予定普通株式の数(270,555,839株、議決権割合:81.03%)を買付予定数の下限に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです(なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。)

一方、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合は、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))第27条の2第1項第2号)に従い公開買付けによる必要があり、また、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定(法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。))第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

(2) 本公開買付けの成立を前提条件とする自己株式の取得の概要

取得の方法	支援機構が保有するA種優先株式の金銭対価取得請求権行使による。
取得予定株式数	100,000,000株
取得価額	約60億2千万円 (注)
自己株式の取得時期	本公開買付けの成立を前提としてそれ以降 (平成26年8月19日以降)

(注) A種優先株式に係る2014年度の優先配当相当額約2千万円を含む金額

2. 本公開買付けの成立を前提条件とする自己株式の取得が財務情報に与える影響

本公開買付けの成立を条件とした自己株式の取得により、平成26年8月19日以降、純資産が約60億2千万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローが約60億2千万円減少します。

なお、当該支出のために特に新たな資金調達の実必要性はないと考えております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,284	16	55 (53)	2,244	1,660	53	584
構築物	90	-	-	90	83	1	7
機械及び装置	569	86	41 (4)	614	446	53	167
車両運搬具	9	-	5	3	3	0	0
工具、器具及び備品	317	28	7	338	292	29	46
土地	500 〔147〕	-	-	500 〔147〕	-	-	500 〔147〕
建設仮勘定	77	20	77	20	-	-	20
有形固定資産計	3,849 〔147〕	151	188 (57)	3,812 〔147〕	2,485	139	1,326 〔147〕
無形固定資産							
電話加入権	9	-	-	9	-	-	9
ソフトウェア	225	99	14	310	190	21	120
ソフトウェア仮勘定	55	-	55	-	-	-	-
無形固定資産計	290	99	70	320	190	21	129

- (注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。
2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3. 「当期首残高」、「当期末残高」及び「差引当期末残高」欄の〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価に係る土地再評価差額(繰延税金負債控除前)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,598	-	1,843	692	62
賞与引当金	180	361	175	4	361
その他引当金	2	93	2	-	93

- (注) 1. 引当金の計上理由及び算定方法は、重要な会計方針に記載しております。
2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、資金の貸付の回収に伴う引当金の取り崩し額であります。
3. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給額の減少により戻入を行ったものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しております (http://www.arrk.co.jp/)。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、(株)地域経済活性化支援機構であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第45期)(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)平成25年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第46期第1四半期)(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)平成25年8月7日関東財務局長に提出

(第46期第2四半期)(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)平成25年11月7日近畿財務局長に提出

(第46期第3四半期)(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)平成26年2月7日近畿財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年8月27日近畿財務局長に提出

(第46期第1四半期)(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(5) 臨時報告書

平成25年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年8月13日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号(特定子会社の異動並びに連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年12月13日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年3月5日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月26日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村祥二郎印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田賢重印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田晶代印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、優先株式の普通株式への転換及び公開買付けの成立を前提条件とした優先株式の買取請求権の行使による自己株式の取得の予定に関する事項が記載されている。

当強調事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アークの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アークが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村祥二郎印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田賢重印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田晶代印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アークの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、優先株式の普通株式への転換及び公開買付けの成立を前提条件とした優先株式の買取請求権の行使による自己株式の取得の予定に関する事項が記載されている。

当強調事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。